

目次

巻頭言 ー2020 年度総括と新年度に向けて	2
ぎふNPOセンター20 年の歩み	
-ぎふNPOセンター20 周年にあたって- 初代理事長 和田 信明 氏より	
I. 2020 年度 事業報告	8
1. ぎふNPOセンターの運営に関する報告	9
2. ぎふNPOセンターの事業に関する報告	11
(1) 「地域再生と自立(自律・自率)、より広い 社会との連携」に関する事業の報告	11
1) 社会包摂関連事業	12
① 岐阜市生活困窮者自立相談支援事業 <岐阜市委託事業>	
② 岐阜市多機関の協働による包括的支援体制の構築 <岐阜市委託事業>	
2) 関連事業	35
① 「ぎふハチドリ基金」運営支援事業 <自主事業>	
② 「子ども・若者支援ネットワーク 岐阜」事業運営業務 <自主事業>	
③ ぎふ学生ボランティア情報提供事業 <自主事業>	
④ 岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業 <自主事業>	
⑤ 政策提言事業	
(2) 「NPO の活動環境整備と後方支援、NPO セクターの成長」に関する事業の報告	41
① ぎふ NPO・生涯学習プラザ事業 <岐阜県委託事業>	
② 調査・研究・提案事業 <自主事業>	
③ 「NPO 法人設立講座」「NPO 法人運営講座」開催事業 <自主事業>	
④ 「NPO 法人会計講座」開催事業 <自主事業>	
⑤ 専門相談・講師等派遣事業 <自主事業>	
⑥ 生涯学習情報提供事業 <岐阜県委託事業>	
⑦ 災害にも強い地域づくりに向けた調査及びスキーム構築事業(継続) <2019 年度「赤い羽根福祉基金」助成金事業(継続)>	
⑧ Happy ぼうさいプロジェクト連携事業 <特定非営利活動法人ふくおか NPO センターとの共同事業>	
⑨ 岐阜県災害ボランティアコーディネーター派遣事業 <岐阜県社会福祉協議会委嘱>	
⑩ 岐阜県災害時ロードマップ作成事業 <岐阜県社会福祉協議会委託>	
⑪ with コロナに対応するためのスキルアップ研修業務 <岐阜市委託>	
⑫ 男女共同参画推進サポーター交流会運営業務 <岐阜県委託>	
⑬ 岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート <自主事業>	
⑭ NPO の活動拠点等提供事業 <自主事業>	
⑮ ぎふ NPO センターブックレット作成事業 <自主事業>	
II. 2020 年度 決算報告	59
III. 2021 年度 事業報告	66
1. ぎふNPOセンターの運営に関する計画	67
2. ぎふNPOセンターの事業に関する計画	68
(1) 2021 年度(2021 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)事業計画	68
(2) 2021 年度の特記すべき事業	69
i) 社会包摂関連提案事業	
ii) 政策提言事業	
iii) 「NPO 法人ぎふハチドリ基金」運営支援事業	
iv) ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	
v) 講座開催事業-人材育成・NPO 法人設立運営・会計講座-	
IV. 2021 年度 活動予算	72
設立趣旨及び定款	75

巻頭言 ―2020 年度総括と新年度に向けて



2020 年度は、新型コロナウイルスが社会全体や地域社会に影響を与えた 1 年となりました。昨年度の巻頭言でも述べていますが、「災害や新型コロナウイルスの影響により貧困や生活困窮などの課題がより鮮明化し、それを支える NPO などの活動の必要性が問われている反面、感染拡大防止への対応など活動への制約もあり、目の前の課題への対応に苦慮されている現実があります。これからの地域社会は、災害が起きる、市中にウイルスは存在する事を前提に、生命の安全や様々な困難への対応を含めた社会のあり方が問われていると思います。その中で、今までにも増して、NPO 等の市民活動や公益活動

が大きな役割を果たすことが重要で、NPO だけでなく、社会を構成する行政や企業、個人が協働で立ち向かわなければなりません。(2019 年の巻頭言より)」の指摘については一年経った今も変わっていません。

格差やそれに伴う生活困窮や外国人市民と地域コミュニティに関する課題など、より顕著に表れています。さらに、他者や多様な意見を認めることなく、「今だけ、自分だけ（他者や多様な意見や考えの排除）」により利己的な考えが広がっていることも認めません。それが、この新型コロナウイルスの最大の危険なのかもしれません。

あらゆる場面で、日々おきている問題や課題に対しての対応が主となり、長期的視点にたった対策まで手が回っていない現状もあります。

さて、このような中で、2020 年度のぎふ NPO センターの活動に目を向けると、活動の 2 本の柱「地域再生と自立（自律・自率）、より広い社会との連携」、「NPO の活動環境整備と後方支援、NPO セクターの成長」を中心に、社会包摂関連事業や関連の事業、ぎふ NPO・生涯学習プラザの運営、政策提言や各種の相談や講座などを行ってきました。

「岐阜市生活困窮者自立支援相談支援事業（岐阜市生活・就労サポートセンター運営）」においては、2018 年 4 月より岐阜市社会福祉協議会との連携（共同事業体）による実施を進めてきました。3 年契約の最終年となり、本来は法の趣旨に則り、相談者と共に困窮の現状を解きほぐし、課題を分析し、一緒に解決のためにプランを立て、行動するという「伴走型」「寄り添い型」の相談支援を行い、同時に実施していた「多機関の協働による包括的相談支援体制の構築事業」を通じて、サポートセンターが課題を抱えている生活困窮の方々の自立に向けた体制の構築やその運用を行うのが本位であったはずですが。

しかし、コロナ禍における緊急の離職者・減収者等への支援・手続き、具体には、住宅確保給付金、生活福祉資金の申請窓口としての役割に終始した 1 年となりました。

その中でも、就労へつながった事例も多くあり、コロナ禍により緊急支援に加え、きめ細やかな対応や支援を行っていただいた職員に感謝するところです。

「ぎふ NPO・生涯学習プラザ事業」においては、関連する講座等において、各地域の支援センターや県内の NPO やボランティア団体、市民活動団体と共に、様々な相談や組織基盤の強化への応援を通じ、日常の関係の構築に努めてきました。

コロナ禍において、講座やセミナー等がすべてオンライン開催となりました。日々の NPO や市民活動団体から相談もオンラインへの対応に関するものが多くを占めています。オンラインでの開催は、遠方からの参加や時間の有効活用等のメリットもあり、コロナ禍においてその導入が一気に進んだ感があります。

近年、取り組んできた災害支援のいくつかの事業においても、県域での取り組みや地域課題に応じた取り組み等を進めてきました。2019 年度より実施してきた「赤い羽根福祉基金」助成金事業である「災害にも強い地域づくりに向けた調査及びスキーム構築事業」では、その成果を「災害にも強い地域づくりのために～災害時に起こる事、私たちにできること～」という動画制作につなげることができました。この動画は、社協や行政だけでなく NPO や企業等の幅広い方々に活用していただけるような構成や内容にしています。

2021 年度の活動において、「岐阜市生活困窮者自立支援相談支援事業（岐阜市生活・就労サポートセンター運営）」が、ぎふ NPO センターの手から離れることになりました。それにより、関わっていただいた職員の皆さんにはぎふ NPO センターからは離職いただくことになりました。申し訳ない限りではありますが、本事業で培ったものを活かし、新しい場で活躍していただけるように切に願っています。

2021 年度においても、コロナ禍においてより顕在化した地域や社会の課題解決や災害支援など、ぎふ NPO センターが果たすべき役割に真摯に取り組み、地域の間支援組織と連携し、活動を進めていく所存です。

最後になりましたが、ぎふ NPO センターは活動 20 周年を迎えました。20 年の間、多くの皆さんに支えられてきました。これからも地域や社会の課題に立ち向かい皆さんと共に誰一人取り残さない社会の実現のために活動していきます。ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

2021 年 7 月 5 日

特定非営利活動法人ぎふ NPO センター
理事長 野村典博

ぎふ NPO センター20 年の歩み

時代	国連ミレニアム宣言	9.11同時多発テロ	アフガン侵攻	イラク戦争	地方自治法改正 (指定管理者制度)	三位一体の改革	郵政民営化 労働者派遣法等 規制緩和	京都議定書 発行	国連ESD 採択	障害者自立 支援法の施行
地域 社会	岐阜県 NPO懇話会	岐阜県 NPO基金	杭瀬川 氾濫			飛騨宮川 氾濫		古田知事 誕生	市町村合併 県内42市町村	57回 植樹祭
NPO 動き	まちづくり交流フ ォーラム in岐阜	全国NPOフォー ラムin東海	全国ボランティ ア研修会 in岐阜	まちづくり山岡設 立 (平成大合併)	協働ガイドラ イン制定	岐阜県 県民協働 宣言			岐阜県 NPOはつらつファ ンドスタート	ぎふNPO プラザ開設
県内 NPO 数	12	33	63	117	200	270				
	99年-00年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度				
ぎふ NPO 事業	- 準備会 - 設立相談 - みんなの勉強会	- 旬のボランティア産直市場開催 - コミュニティ研修会 - NPOセミナー - NPOシンポジウム	- NPO実態・協働の調査 - 旬のボランティア産直市場 - NPO支援補助事業（専門相談・情報誌・コミュニティ研修・シンポ）	- 産直市場 - 法人データベース化事業 - NPO支援補助事業 - NPO基金事務局 - NPOの協働事例調査	- 文化ボランティアモデル事業 - NPO支援補助事業 - NPO基金事務	- NPO支援補助事業 - ぎふNPOはつらつファンド運営事務				
体制	附属棟に事務所開設 (センター設立) 事務局 2人(常勤)	事務局 3人 市来・股部・原 常勤	NPO法人 ぎふNPOセンター 法人化 事務局 3人 緊急雇用 5人	ミッション策定 事務局 3人 緊急雇用 5人	政策総点検県民委員会 協働事業推進検討委員会 事務局 4人	事務所シクダンクへ 事務局 6人				
予算	—	13,341千円	26,512千円	30,658千円	25,617千円	20,048千円				
【ミッション】 地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を越えたより広い社会との連携に積極的に取り組む。そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民主体の自発的な活動を支援し、促進する。										

時代	介護保険法見直し 教育基本法改正	秋葉原無差別 殺人事件	リーマン ショック	定額 給付金	政権交代 (民主党)	ギリシャ 経済危機	内閣府 「新しい公共」 円卓会議	東日本大震災 原発事故
地域 社会	岐阜県 裏金問題発覚	徳山ダム完成 ESD中部		岐阜県 緊急財政 再生期間スタート (2012年度まで)		COOP10 名古屋		
NPO 動き	NPO活動 推進委員会		公益法人 改革		岐阜県 NPO(はつらつフ ァンド)終了	「新しい公共」 9の基盤整備事業 9のモデル事業	NPO法 改定	
県内 NPO 数	357	440	494	528	580			
	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度			
ぎふ NPO 事業	- ぎふNPOプラザ運営 - ぎふNPO(はつらつフ ァンド)運営事務 - 緊急子どもサポート事業	- ぎふNPOプラザ運営 - ぎふNPO(はつらつフ ァンド)運営事務 - 緊急子どもサポート事業	- ぎふNPOプラザ運営 - ぎふNPO(はつらつフ ァンド)運営事務 - 緊急子どもサポート事業	- ぎふNPOプラザ運営 - ぎふNPO(はつらつフ ァンド)運営事務 - 生物多様性条約関連事業 - 岐阜県ファミリ ーサポート推進事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 新たな公によるコミュ ニティ再生事業 - 地域における担い手育 成事業 - 岐阜県ファミリ ーサポート推進事業			
体制	事務局 6人	市来さん退職 事務局 7人	事務局 6人	理事長交代 事務局 7人	事務局 8人			
予算	40,007千円	43,157千円	35,393千円	39,593千円	46,859千円			

【ミッション】地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を越えたより広い社会との連携に積極的に取り組む。
そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民主体の自発的な活動を支援し、促進する。

時代	EU 経済危機	政権交代 (自民党)	再生可能エネルギー 全量買取制度 スタート	障害者総合 支援法施行	特定秘密保護 法案が成立	子どもの貧困対 策の推進に關する 法律施行	持続可能な開発 のための2030ア ジェンダ(SDGs) 採択
地域 社会	清流国体 清流大会	ソニー美濃加茂 工場廃止	特色化 選抜終了		御嶽山 噴火		生活困窮者 自立支援法施行
NPO 動き	NPO活動分野 が19に拡大	所轄庁が認定する 認定NPO法人制度 スタート					NPO法人 認証件数 5万件突破
県内 NPO 数	641	677	725	752	770		
	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度		
ぎふ NPO 事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 岐阜県ファミリーサポート 推進事業 - ぎふ子ども・若者支援ネッ トワーク事業 「新しい公共」関連事業	- ぎふNPOプラザ運営 - よりせいホットライン事業 - 岐阜県パーソナル・サポー ト・センター事業 - 市民ファンド「ぎふハチドリ 基金」運営事業 - 社会的居場所づくり支援事 業 - NPO等の基盤整備事業 - アドバイザー派遣事業 その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 岐阜県パーソナル・サポー ト・センター事業 - 生活困窮者自立支援相談員派 遣事業 - ぎふ学生ボランティア・地域 活動推進協議会 - 市民ファンド「ぎふハチドリ 基金」運営事業 - その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 岐阜県パーソナル・サポー ト・センター事業 - 生活困窮者のための社会的居 場所づくり事業 - 市民ファンド「ぎふハチドリ 基金」運営事業 - 岐阜大学 学生ボラネット事業 - 岐阜県コミュニティ・ボラン ティア育成事業 - 調査研究事業「県内NPO法 人の財政分析」 その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 生活困窮者自立相談支援事業 (岐阜市・関市・土岐市) - 生活困窮者の就労準備のため の支援事業 - 市民ファンド「ぎふハチドリ 基金」運営事業 - 岐阜大学 学生ボラネット事業 - NPO法人収入実態調査 - 政策提言(市民の伊勢志摩サ ミット運営協力) - その他、継続事業		
体制	事務局 9人	事務局 事業専属 14人 27人	事務局 事業専属 7人 33人	事務局 事業専属 7人 18人	事務局 事業専属 8人 18人		
予算	72,605千円	162,380千円	200,807千円	174,607千円	89,695千円		
【ミッション】地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を越えたより広い社会との連携に積極的に取り組む。 そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民主体の自発的な活動を支援し、促進する。							

時代	平成28年 熊本地震	相模原障害者 施設殺傷事件	森友・加計 学園問題	休眠預金法 施行	西日本 豪雨	在留資格 特定技能 1号2号創設	働き方 改革 関連法	消費税 10%増税	コロナ ウイルス 感染拡大	令和2年度 豪雨
地域 社会				津保川 氾濫					飛騨川 氾濫	
NPO 動き	市民の伊勢志摩 サミット開催		岐阜市NPO法施 行事務 権限移行	NPO法人 認証件数減少		休眠預金を活用 した助成開始				
県内 NPO 数	771	778	786	771	754					
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度					
ぎふ NPO 事業	- ぎふNPOプラザ運営(NPO組織基盤強化セミナー追加) - 生活困窮者自立相談支援事業(岐阜市・関市・土岐市) - 土岐市就労準備支援・居場所事業 - 市民ファンド「ぎふハチドリ基金」運営事業 - 市民の伊勢志摩サミット1周年記念イベント(運営協力) - 岐阜大学 学生ボランティア事業 - その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 生活困窮者自立相談支援事業(岐阜市・土岐市) - 土岐市就労準備支援・居場所事業 - 市民ファンド「ぎふハチドリ基金」運営事業 - 政策提言(あどぼの学校ぎふ共催) - その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 岐阜市生活困窮者自立相談支援事業(岐阜市社協と共同体) - 土岐市就労準備支援・居場所事業 - NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業 - ぎふ学生ボランティア情報提供等委託業務 - 会計強化セミナー(NPO法人会計基準協議会助成事業) - その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営 - 岐阜市生活困窮者自立相談支援事業(岐阜市社協と共同体) - 土岐市就労準備支援・居場所事業 - 災害にも強い地域づくり - 要配慮者を包摂した防災・減災講座 - 災害ボランティア支援者養成事業 - 助成財団セミナー - 認定NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業 - その他、継続事業	- ぎふNPOプラザ運営(市民活動支援センター交流会追加) - 岐阜市生活困窮者自立相談支援事業(岐阜市社協と共同体) - 岐阜市多機関の協働による包括的支援体制の構築事業 - 新型コロナウイルス感染症の影響に関するNPOへのアンケート - 講師等派遣事業 - 災害にも強い地域づくりに向けた調査及びチーム構築事業 - Happyばうさいプロジェクト連携事業(ふくおかNPOセンターと共同) - 岐阜県災害ボランティアコーディネーター派遣事業 - 岐阜県災害時ロードマップ作成事業 - Withコロナに対応するためのスキルアップ研修 - その他、継続事業					
体制	理事長交代 事務局 事業専属 6人 20人	事務局 事業専属 5人 14人	ぎふハチドリ基金独立 事務局 事業専属 5人 11人	事務局 事業専属 5人 10人	事務局 事業専属 4人 12人					
予算	77,773千円	60,938千円	63,431千円	70,477千円	63,016千円					
【ミッション】地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を越えたより広い社会との連携に積極的に取り組む。 そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民主体の自発的な活動を支援し、促進する。										

-ぎふ NPO センターの 20 周年にあたって- 初代理事長 和田 信明 氏より



ぎふ NPO センター事務局の笠原さんから原稿のご依頼を受けて、何を書いて良いのやら思いあぐねている。

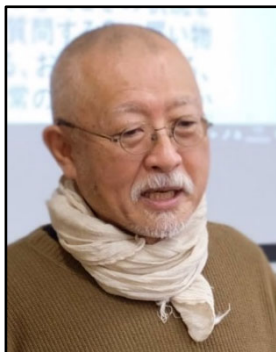
何を書いてくださってもいいのですよとおっしゃりようなので、その寛容さには恐れ入ってしまうが、何せセンターの立ち上げの時から 10 年ほど理事長の任にあっただけで、退任してからも 10 年以上の時が経っている。現在のセンターのこと、岐阜県の NPO のことに詳らかではないことはもちろんのこと、センター立ち上げの頃のことでも 20 年余も前のことであり、茫々たる記憶があるだけだ。そもそも、私は在任中のほとんどを岐阜

にいなかった、いや日本にさえいなかった。最初期の数年こそ、岐阜、国内の NPO、市民活動の環境整備や振興に注力した覚えがあるが、あとはたまの帰国にセンターに顔を出し、かろうじて不在を繕うだけのことだった。いや、元々あてにはされていないので、繕う必要もなかったかもしれない。そういう次第で、存在感の極めて希薄な理事長ではあったが、そのかわりと言ってはなんだが、センターのスタッフや他の役員の邪魔にはならなかったことだけは自信を持って言える。

というわけで、存在感はほとんどなかったが邪魔にはならなかった元理事長が、常々 NPO について考えていることを冗長にならない程度に書いてみよう。まずは数字から。

NPO はご承知のように英語の非営利団体の略語で、本来は法人格を持っているかいないかは、その活動の質とは関係ない。しかし、1999 年の 3 月に特定非営利活動促進法が施行される辺りから、NPO はなんとなくこの法律によって法人格を持つに至った特定非営利活動法人と同一視されるようになった。そもそも特定非営利活動法人なんて舌を噛みそうな名で呼ぶより、NPO 法人と言った方が簡単だ。その特定非営利活動法人の数は、ぎふ NPO センターが発足して間もない 2001 年で 33 法人。そして今年 2021 年には 749 法人。この 20 年間で 22 倍強に増えている。年平均 35 法人あたり増えているので、この調子で行けばあと 10 年足らずで 1000 法人に届きそうだ。ご同慶の至り、かな？

では、もう一つ数字を見てみよう。98527。これ、なんの数字だか分かります？これは総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス-活動調査結果」の岐阜県内の事業所数。無給の家族従業者を含むものから 1000 人以上の規模の事業所まで、岐阜県だけでこれだけの数だ。岐阜県内には 360 の公立小学校があり、それだけの数の小学校区があるということになる。では、NPO 法人と事業所を、それぞれ小学校区の数で機械的に割ってみると、NPO 法人は 1 小学校区あたり 2 法人、事業所は 273 事業所となる。これだとなんだかよく分からないという方に、別の視点を提供してみよう。現在岐阜県の世帯数は 782167 世帯だ。これをまた機械的に小学校区の数で割ってみると、1 小学校区あたり 2172 世帯となる。つまり、NPO 法人の数は、2172 世帯あたりたったの 2 つ、事業所は 273 ということになる。以上、あくまで平均での話なので、学区に一つも NPO 法人がないというところもザラにあるだろう。何を言いたいかというと、NPO 法人が住民にとって身近な存在とはまだまだ言い難い存在だということだ。現に、現在の事業所数までになるには、つまりどこにでもあるという存在になるには、今のペース、年に 35 法人程度増え続ける、ではあと 2793 年かかる。それまで、人類が存続しているか、というこのご時世に、だ。だから、もう少し NPO 法人を後押しするために極論すれば法人を認証するための手続きなど、書類 1 枚くらいの簡素さ、申請したら 1 週間程度で認証される、程度のことでいいと思っている。そんなことをすれば、質の悪い法人がどんどんできるのではないかと懸念される方もいらっしゃるだろうが、全体のボリュームが大きくなれば、そんな質の悪い法人も割合は減る。しかも、立派な書類を書けるところがいい活動をするとは限らないのだ。



そもそも、十分な数の専従職員も置けないような団体が、本来の活動に食い込むような書類仕事に疲弊するなど馬鹿げている。事業所だって同じことだが、どんな世界でも全体の母数が大きくなればなるほど玉石混淆だ。大企業が不祥事を起こしたところで会社という制度が問題にはならないが、不祥事を起こす NPO があると NPO 全体の問題であるかのような「あってはならない」感を喚起するようでは、NPO の存在が「当たり前」とは程遠いということだ。

NPO は課題で起ち上る。ここで詳しく述べる字数はないが（もし興味のある方は、拙著「ムラの未来 ヒトの未来」竹林館 2016 年を読んでみてください）、すでに実体のない「地域社会」なるものでいくら「地域の助け合い」などと言ってもなんの実効もないが、実体のない「地域社会」の空洞を埋めつつあるのが、まさに NPO だ。つまり、NPO は地域社会の再定義、再構築を行なっている、あるいは行う歴史的任務を負って登場している。そのことが、社会の「当たり前」になるようにリーダーシップを取るのが、ぎふ NPO センターの役割だ、と忘れられた元理事長は思っている。

・初代理事長から文章を受け取って・ ぎふ NPO センター事務局 笠原 聡太郎

「何を書いてくださってもいいですよ」といった寛容な気持ちはなく、何でも良いからとにかく和田さんの、今書いてくれた文章を読みたかった。和田さんが理事長を務めていた時は、まだぎふ NPO センターとの縁は無かったが、学生の時にインターンシップでお世話になった NPO では、なかなか国内で会えないこともあって、伝説級存在として語られていた。インターン中だったか終わってから読んだのか覚えていないが、和田さんのファシリテーション技術をまとめてくださった高著「途上国の人々との話し方 国際協力メタファシリテーションの手法」-和田信明氏・中田豊一氏 共著 みずのわ出版 2010 年-を読んで、人生経験も無く世の中のこともほとんど知らないながらも、「視点は変えつつ、相手と同じ高さで、一緒に考えること」という中間支援の基本を教えていただいた。

和田さんのおっしゃる通り、NPO はまだまだ身近な存在とは言い難い。NPO 法人数から見てもそうであるし、数字だけの話をすると解散が増えて設立数を上回ったため、2018 年を頂点にして減少している。人類が存続し続けても追いつけない。ただ、市民活動は NPO 法人だけが行っているのではないし、事業所数と比べて NPO 法人数が少ないことが問題なのではないだろう。市民活動が「身近な存在」になっていないことが重く響く。

和田さんに文章をお願いした時、自分は「市民」から「市民活動」が離れていつてしまっているのではないかとモヤモヤしていた。何でも良いと言いつつ、何でも良くなかった。答えを聞いてみたかった。そんな思いが電子メールから滲み出していたのか、和田さんは汲み取っていただけたのだと思う。しかし、失礼であるが、もらった文章を読んでもモヤモヤは晴れていない。当然だが、和田さんだって頼まれてもいないスタッフのモヤモヤに答えるために文章を書いてくれたのではない。ただ、NPO が地域社会の「当たり前」になるよう活動することは、ぎふ NPO センターの役割だと言われた。

地域や社会の課題に立ち向かう皆さんと共に活動することは、ぎふ NPO センターの役割であるが、現場で活躍される方々の後ろ支えとして関わることが多い。しかし、この事はぎふ NPO センターが先頭に立って地域や社会と向き合うべきことの 1 つなのだろう。「国際協力メタファシリテーションの手法」の中にも「結論は絶対に当事者に言わせろ！」と書いてあった。そういうことなのだと思う。モヤモヤは残りつつも、やるべきことは見えた気がします。和田さん、ありがとうございました。

特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター

I. 2020 年度 事業報告

1. ぎふNPOセンターの運営に関する報告

1. 通常総会

開催日時： 2020 年 5 月 31 日(日)
会 場： オンライン

2. 理事会

第 1 回	2020 年	6 月 8 日	第 8 回	2021 年	1 月 11 日
第 2 回		7 月 13 日	第 9 回		2 月 8 日
第 3 回		8 月 10 日	第 10 回		3 月 8 日
第 4 回		9 月 14 日	第 11 回		4 月 12 日
第 5 回		10 月 12 日	第 12 回		5 月 10 日
第 6 回		11 月 9 日	第 13 回		6 月 7 日
第 7 回		12 月 14 日			

3. 役員・フェロー (五十音順)

理事 野村 典博(理事長)
北村 隆幸、中川 健史、(副理事長)
原 美智子(専務理事)
浅野 芳治、有田 朗、市来 圭、神田 浩史
梶浦 良子、野尻 智周、山田 朋子
監事 各務 克郎
フェロー 岩間 誠、大澤 泰一、岸 智津子、駒宮 博男
渋沢 寿一、徳村 稔、中嶋 幸雄、林 宏澄
廣瀬 康之、渡辺 成洋、和田 信明

4. 事務局体制 常勤役員 野尻 智周

(五十音順) 常勤職員 池戸 美子、籠橋 文子、笠原 聡太郎
プロジェクト担当職員

【岐阜市生活困窮者自立相談支援事業】

浅野 芳治、秋田 智、有田 朗、稲村 一成
上松 恵子、大橋 伸彦(～7 月)、中島 敏之、
橋口(久保田) 紗那恵(～8 月)、松原 法子、
宮腰 京子、吉田 恵美、渡辺 眞子(8 月～)

5. 会員数 (2021 年 3 月末現在)

93 個人・団体： 正 会 員 20 人
 団体会員 58 団体
 賛助会員 15 人

(参考) 前年度会員数

99 個人・団体： 正会員 21 人、団体会員 63 団体、賛助会員 15 人

6. 情報発信

・ 助成金情報およびイベント情報等に関する情報提供

対象：当センター会員、県内 NPO、その他情報提供希望者、等

内容：法人運営に関する重要な情報、イベント情報、助成金情報、等

頻度：随時

・ ぎふ NPO センター ホームページ

<http://gifu-NPOcenter.org/>

・ ぎふ NPO センター フェイスブック

<https://www.facebook.com/gifu.np>

2. ぎふNPOセンターの事業に関する報告

(1) 「地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携」に関する事業の報告

1)社会包摂関連事業

- ①岐阜市生活困窮者自立相談支援事業
- ②岐阜市多機関の協働による包括的支援体制の構築

2)関連事業

- ①ぎふハチドリ基金運営支援事業
- ②「子ども・若者支援ネットワーク 岐阜」事業運営業務
- ③ぎふ学生ボランティア情報提供事業(岐阜県)
- ④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業
- ⑤政策提言事業

1)社会包摂関連事業

① 岐阜市生活困窮者自立相談支援事業 <岐阜市委託事業>

事業の目的

岐阜市の生活困窮者自立相談支援の窓口にて相談対応を行い、相談者と共に課題を分析し、解決プランを立て、行動する「伴走型」「寄り添い型」相談支援の実施、包括的な支援体制の構築を目的に実施した。

事業の概要

1 事業運営

1.1 業務体制

1.1.1 実施事業・実施団体

「岐阜市生活困窮者自立相談支援・家計相談(改善)支援事業」を岐阜市社会福祉協議会・ぎふNPOセンター共同事業体として受託・実施した。

1.1.2 相談室の開設場所・日時・対応方法

岐阜市生活困窮者自立支援事業等実施要綱 第11条の「実施場所」により岐阜市_生活福祉課一課及び二課内に窓口を設置し相談支援を実施した。

窓口名	開設日	住所・電話および開設日時
岐阜市生活・就労サポートセンター	2015.04.01	岐阜市役所 南庁舎1階 生活福祉課一課・二課内 (岐阜県岐阜市神田町1丁目11番地) 【開所日】月曜日～金曜日(08:30～17:30) 058-265-3777 http://psgifu.com/gifushi/



追加対応	実施日	対応内容
メール対応	2018.04.01～	リーフレット、ホームページ等にメールアドレス(seikatsu-support@psgifu.com)を掲載し、新規相談の端緒となるようメール対応した。
電話対応	2018.06.08～	通常開所日、開所時間以外にも電話受信できるよう、携帯電話へ転送設定をおこない下記の時間帯も対応した。 平日 17:30～19:00 土曜日 08:30～12:00

1.1.3 各種データの管理について

相談窓口において取り扱う個人情報などのデータは、相談者の基本情報・支援経過記録・プラン・評価等であるが、利用者の属性や来所経路などさまざまなデータを取得するために2つのデータベースソフトによって管理していたが、コロナウイルス感染拡大の影響で一気に相談者が増加したことに伴い、8月より厚生労働省の推奨する新システムへの一本化で対応する事となった。

1.2 人員体制・相談支援員教育

1.2.1 人員体制

相談支援員兼就労支援員 8 名(内 2 名非常勤)、家計改善支援員 2 名、事務員 1 名の体制にて事業実施した。(なお昨年同様、岐阜市社会福祉協議会の生活福祉資金貸付相談窓口の一部を本事業の窓口において実施した。)

1.2.2 研修会・講演会への参加

相談支援員のスキルアップ等のため、下記の研修等に参加した。

昨年までは、下記の他にもいろいろな研修や講演会が企画され参加していたが、ことごとくコロナの影響で企画中止が相次いだ。

外部の講演会・研修など	
日 程	内 容
2020. 04. 17	内部研修：サポーターのスキルアップや共有事項など テーマ：2020. 04_第 1 回 家計改善支援のあり方について 2020. 08_第 2 回 サポートセンターの業務フロー・役割分担について 2020. 11_第 3 回 業務フロー・内部体制の見直し
2020. 11. 15 ～ 2021. 01. 11	研修：第 7 回_生活困窮者自立支援 全国研究交流大会(オンライン参加) 主催：生活困窮者自立支援全国ネットワーク 【全体会 2】2021. 01. 11 開会挨拶、振り返りと展望、閉会挨拶
2021. 02. 16	居住支援_交流セミナー「住宅確保要配慮者への支援の現場から」 第 1 部：新たな住宅セーフティネット制度について 第 2 部：居住支援法人の取組について
2021. 03. 12	ひきこもり・8050 と親亡き後問題を考えるフォーラム 基調講演「ひきこもりの長期化・高齢化と貧困」、座談会

1.3 事業周知

生活困窮者自立支援法の理念・趣旨・概要説明、および岐阜市生活・就労サポートセンターの役割やこれまでの活動内容についての理解を広めるため、以下の周知活動に取り組んだ。

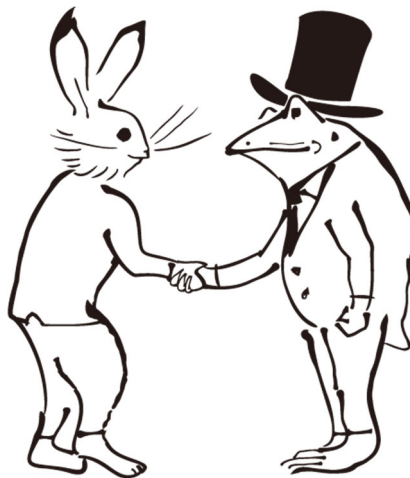
1.3.1 関係機関への告知とリーフレット・カードの配布

岐阜市役所の庁内各関係部署、ハローワーク、包括支援センター、基幹相談サテライトなど各関係機関への配布や訪問をおこなった。

1.3.2 協議会・運営委員会や連携会議などへの参加・講演活動などの実施

関係機関との繋がりを強化するため、関係機関が主管となる運営委員会、協議会、連携会議、ネットワーク会議等への積極的な参加や、サポートセンターを知っていたくための講演活動などおこなった。ただし、サポートセンターの認知度向上とコロナによる影響でことごとく会議が中止となり極端に少なくなり昨年の半分以下ほどの参加しか出来なかった。

連携会議への参加・研修会講師など	
日 程	内 容
2020. 4. 17	福祉相談窓口連携会議(高齢福祉課、生活福祉課、障がい福祉課、各地域包括支援センターなど)以後毎月開催予定だったが一部コロナの影響で中止
2020. 8. 14	若者支援クローズアップ講座：講師 くまずはサポートセンターとつながろう～S Cの役割・活動内容・事例など～> ：リモートにて録画し YouTube にて配信
2020. 9. 17	相談支援専門員を対象とする学習会(岐阜市・岐南町・笠松町内にある指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所および指定障害児相談支援事業所など)
2020. 11. 27	ひきこもり家族の集い(岐阜市保健所_地域保健課) くまずはサポートセンターとつながろう>～役割・活動内容について～：講師



2 支援活動と実績について

2.1 支援実施データ

2020 年度(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)の新規および延べ相談者数、年代別、性別、来所経路、相談内容、同行連携先、就職決定者などは下記の通りである。

2.1.1 新規および延べ相談者数()内は外国籍人数

2020 年度 1 年間に
は、コロナ禍の影響で緊急事
態宣言の発令、飲食店をはじ
めとするサービス業等への休
業要請、時短要請、住居確保
や貸付での規制緩和などを受
け一気に相談者増につながっ
た。

＜新規相談者＞前年比 455%
＜支援延べ件数＞前年比 170%
＜新規割合＞昨年度 8%
今年度 23%

特に 2021 年 3 月に関しては
総合支援資金の延長貸付申請
締切月という事もあり、1 年
間の中では 1 番多い新規利用
者・支援延べ件数となった。

通常月と比べ、登録者の数
が多くなる事は想定されたた
め、3 月のみ「総合支援資金
特例貸付 延長貸付にかかる状
況確認シート」にて自立相談
の相談受付を可とする判断を
岐阜市に了解してもらい対応
した。

年月	新規	再来	計(延べ)
2020.4	184(4)	298(4)	482(8)
2020.5	274(5)	346(7)	620(12)
2020.6	201(14)	560(1)	761(15)
2020.7	119(4)	541(8)	660(12)
2020.8	126(10)	589(22)	715(32)
2020.9	166(8)	539(11)	705(19)
2020.10	133(7)	626(7)	759(14)
2020.11	124(14)	558(11)	682(25)
2020.12	110(5)	473(3)	583(8)
2021.1	77(3)	497(4)	574(7)
2021.2	137(8)	671(16)	808(24)
2021.3	409(90)	1,024(41)	1,433(131)
2020_合計	2,060(172)	6,722(135)	8,782(307)
2019_合計	453(8)	4,707(56)	5,160 (64)
2018_合計	490(9)	4,608(132)	5,098(141)
2017_合計	537(10)	2,917(65)	3,454(73)
2016_合計	464(7)	1,597(14)	2,061(21)
2015_合計	547(18)	1,867(69)	2,414(86)
合計	4,551(224)	22,418(468)	26,969(692)

【電話対応】

＜時間内＞平日 17:30～19:00 土曜日 08:30～12:00 ＜時間外＞左記以外

昨年までは、ほとんどの電話
は既存相談者もしくは関係機関
からの電話であったが、今年度
に関してはコロナの影響、家賃
補助の制度緩和、貸付の制度緩
和もあり、かなりの受信件数増
であった。

年度	既存相談者・関係機関		新規・不明		合計
	時間内	時間外	時間内	時間外	
2018	38	38	3 (1)	8 (2)	87
2019	44	40	7(2)	15(3)	106
2020	54	119	18(?)	51(?)	242

電話内容も住居確保や貸付に関する問い合わせや申請に伴う資料に関する内容が多
かった。ただ、新規来庁者の激増により、電話を掛けてきた方から実際に対面での新
規相談者となったケースを把握できなかったことが課題として残った。

【メール受付対応】

seikatsu-support@psgifu.com(リーフレットとホームページに掲載)

表を見てもわかるように、メールで新規連絡した方は、途中から返信が来なくなるというパターンが多く、利用者としての「登録」まで繋がらない場合が多い。

一方、既存相談者や関係機関からのメール件数は対前年の 600%となった。要因として住居確保給付金の申請手続きや延長手続きが煩雑なため、申請が困難であったり面倒だったりにした場合に、メールで添付書類として送信してもらうケースが今年度に限って異常に多かった事が考えられる。

年度	メール送受信件数		メール 対応件数	相談者と なった方
	新規	既存・関係機関		
2018	12(5)	30	42	3
2019	10(6)	109	119	3
2020	12(7)	703	715	5

【外国籍人数】

今年度の新規外国籍登録相談者は 172 名と昨年の 20 倍強という数値となった。(面談数：135 回対前年比約 240%、計：307 件対前年比約 480%)累計でみると新規 224 人(全体の約 4.9%)、再来 468 回(約 2.1%)、延べ(計)692 回(約 2.6%)という数値であった。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
合計	18	7	10	9	8	172	224

2.1.2 支援実施の内訳

2015 年後期に行われた新システムへの変更に伴うデータ移行の関係で、データ取得が不可となったことから、以下は 2016 年度以降の数値を掲載した。

今年度はコロナによる各種規制緩和などの影響を受け新規・再来者の数値が共に大きく伸びた。面談数では対前年比 298%という数値となり、年間を通して非常に慌ただしい現場となった。

相談内容	2016	2017	2018	2019	2020	合計	割合
電話相談・連絡	331	891	2,335	2,088	3,232	8,877	36.2%
訪問・同行支援	190	319	277	473	355	1,614	6.6%
面談	1,266	1,752	1,852	1,490	4,449	10,809	44.0%
所内会議	1	2	0	2	1	6	0.0%
支援調整会議(プラン作成)	1	63	163	115	155	497	2.0%
支援調整会議(評価実施)	0	66	110	80	71	327	1.3%
その他他機関との会議 (支援調整会議以外)	84	69	59	38	48	298	1.2%
他機関との電話照会・協議	141	120	91	203	125	680	2.8%
その他	47	172	211	671	346	1,447	5.9%
合計	2,061	3,454	5,098	5,160	8,782	24,555	100.0%

2.1.3 新規相談者の年代別

累計の相談者を見ると、年代別としては、40 代と 50 代で 1,843 名であり全体の 4 割を占めるとともに、60 代以上の方も 1,389 名と非常に多い。

特に 65 歳以上の方は規制緩和のおかげで住居確保給付金の対象とされたが、就労実態としては困難な年代であるため、このコロナ禍で更に厳しい状況にある。65 歳以上の相談者は、全体の約 1/4 を占めているため、高齢者に対する就労支援事業者、地域包括支援センターなど高齢者施策との連携が今後更に重要となってくると考えられる。

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60～64歳	65歳～	不明	合計
2015	5	34	80	119	121	44	138	6	547
2016	3	47	66	95	97	28	108	20	464
2017	5	38	58	113	105	45	153	20	537
2018	3	45	53	85	109	39	145	11	490
2019	2	39	46	78	83	33	127	45	453
2020	8	207	341	402	436	145	384	137	2,060
合計	26	410	644	892	951	334	1,055	239	4,551
割合	0.6%	9.0%	14.2%	19.6%	20.9%	7.3%	23.2%	5.2%	100.0%

2.1.4 新規相談者の性別

5年間の相談者の性別としては、男性2,545名(55.9%)女性1,953名(42.9%)となっており、割合に変化はない。

性別不明という相談者が若干名存在しているが、これは電話受付し予約されたが結果的に来所に至らなかった相談者が原因と思われる。

性別	人数			割合
男性	2015～2019	1,339	2,545	55.9%
	2020	1,206		
女性	2015～2019	1,129	1,953	42.9%
	2020	824		
不明	2015～2019	23	53	1.2%
	2020	30		
合計		4,551		100.0%

2.1.5 新規相談者の来所経路

2015年の年度末に新システムへの変更が行われたことから、初年度来のデータ取得ができなくなり非常に残念である。本来ならば、こういった経緯でもしくはどのような関係機関から相談室に繋がったのかというデータが欲しい所だが、下表は本人からのアクションなのか、家族や知人からのアクションなのかといった数値、もしくは関係機関からの紹介なのかという大きな枠組みでのデータであり、このデータから何を不得に活かすためのデータなのかが分かりにくいものであった。

(相談経路は複数チェックが可能であるため各項目の合計数と相談者数は異なる)

相談経路	2016	2017	2018	2019	2020	合計	割合
本人(来所)	248	204	212	181	1,443	2,288	57.1%
本人(電話・メール)	23	41	18	25	305	412	10.3%
家族・知人(来所)	16	21	29	17	139	222	5.5%
家族・知人(電話・メール)	3	5	1	6	13	28	0.7%
相談支援機関が把握	8	7	5	4	6	30	0.7%
関係機関・関係者紹介	150	160	197	163	392	1,062	26.5%
その他	11	3	18	12	65	109	2.7%
不明	5	96	10	45	35	159	4.0%
相談者数	464	537	490	453	2,060	4,004	

庁内関係各課や地域包括支援センター、医療関係機関から紹介されサポートセンターに繋がったケースというのは年々多くなってきている。これは1.3.2にて書いた活動により、生活・就労サポートセンターの認知度が上がってきた事によると思われる。

2.1.6 新規相談者の相談内容※相談者の自己申告

2019 年までは、相談者からの相談内容(複数回答)は、上位 3 つが「収入・生活費のこと」1,800 件：72.2%(2020 年度 1,417 件：68.7%)、「病気や健康、障がいのこと」964 件：38.6%(2020 年度 276 件：13.3%)、「仕事探し、就職について」887 件：35.6%(2020 年度 404 件：19.6%)であったが、今年度は住居確保に関する相談が多かった影響で「家賃やローンの支払いのこと」733 件：35.5%(2019 年まで 704 件：28.2%)が一気に数を増やす結果となった。

※割合は、実相談者数の内で各相談内容についての相談があった割合を記載
(割合＝各相談内容÷実相談者数)

相談内容<申込時の相談者申告>	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	割合
収入・生活費のこと	411	383	384	348	274	1,417	3,217	70.7%
家賃やローンの支払いのこと	153	163	136	137	115	733	1,437	15.5%
仕事探し、就職について	193	193	190	179	132	404	1,291	28.4%
病気や健康、障がいのこと	187	209	211	203	154	276	1,240	27.2%
住まいについて	162	149	154	131	95	249	940	20.7%
税金・公共料金の支払いについて	111	136	124	123	86	250	830	18.2%
家族関係・人間関係	85	118	100	90	61	75	529	11.6%
債務について	58	80	83	66	47	91	425	9.3%
子育て・介護のこと	38	40	73	59	55	82	347	7.6%
食べるものがない	33	47	58	45	43	56	282	6.2%
仕事上の不安やトラブル	40	52	37	40	35	86	290	6.4%
ひきこもり・不登校	40	39	34	28	35	36	210	4.6%
D V・虐待	24	22	11	17	4	9	87	1.9%
地域との関係について	13	14	20	13	13	8	81	1.8%
その他	25	28	24	20	12	37	146	3.2%
延べ相談者数	1,573	1,673	1,639	1,499	1,161	3,809	11,354	
実相談者数	547	464	537	490	453	2,060	4,551	



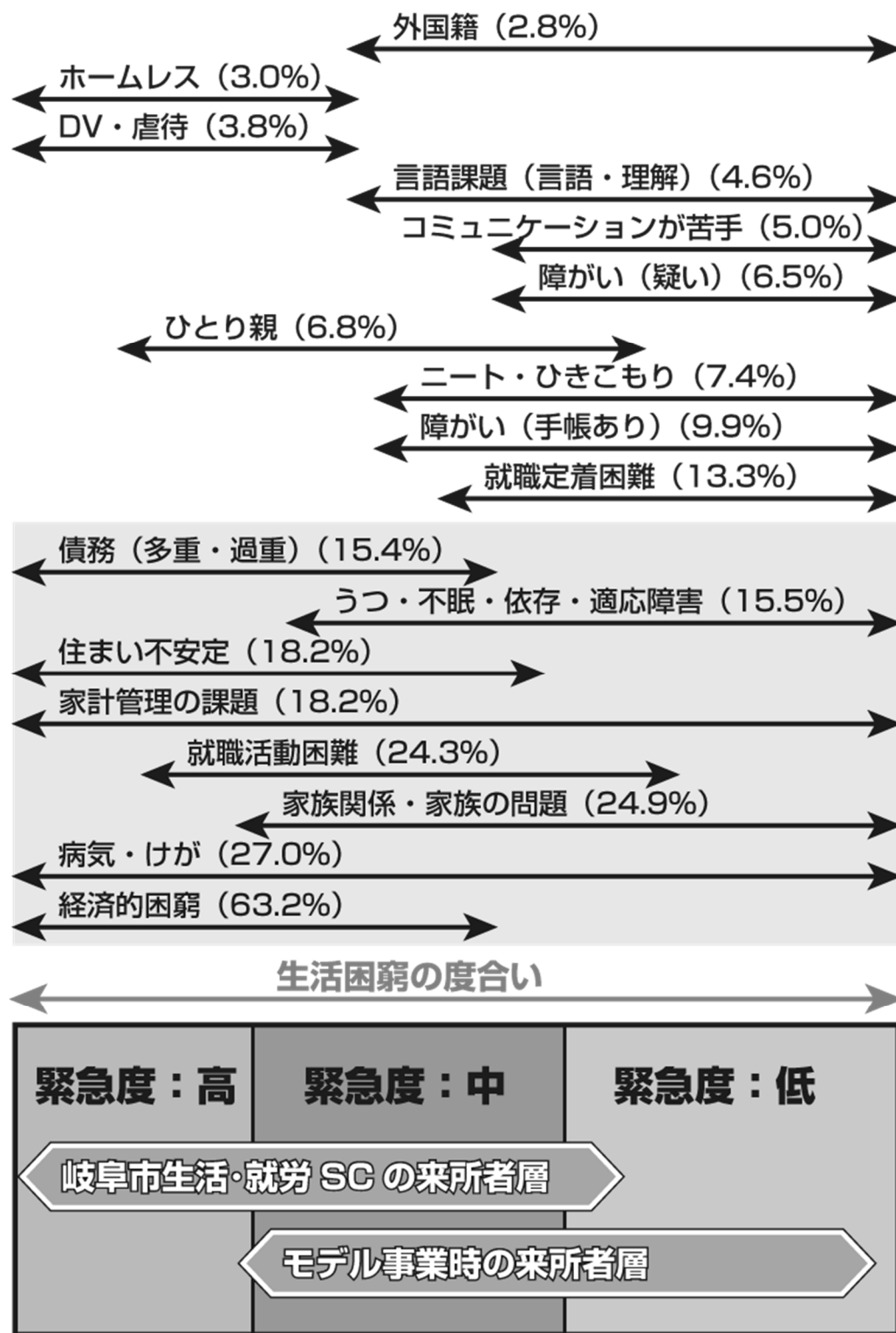
2.1.7 具体的な相談内容

今年度は、「経済的困窮」1,353件(65.7%)が飛び抜けて多かった。

そのため、他の項目の割合を引き下げる結果となった。2019年度までの数値からは、生活困窮窓口に来所される相談者の本質的な課題が多岐にわたっている事、そして緊急度の高い課題に偏っている事が見て取れる。

※割合は、実相談者数の内で各相談内容についての相談があった割合を記載
(割合＝各相談内容÷実相談者数)

問題領域	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	割合
経済的困窮	288	299	346	288	231	1,353	2,805	61.6%
病気・けが	162	190	199	227	146	235	1,159	25.5%
家族関係・家族の問題	146	184	145	199	166	219	1,059	23.2%
就職活動困難	135	131	142	155	122	356	1,041	22.9%
家計管理の課題	114	128	85	143	104	185	759	16.7%
住まい不安定	129	118	126	75	79	238	765	16.8%
うつ・不眠・依存・適応障害	103	129	87	130	97	101	647	14.2%
債務(多重・過重)	88	96	114	116	90	146	650	14.3%
就職定着困難	38	69	59	93	94	222	575	12.6%
障がい(手帳有)	63	74	61	81	54	89	422	9.3%
ニート・ひきこもり	49	60	36	75	60	34	314	6.9%
ひとり親	48	44	34	30	33	103	292	6.4%
障がい(疑い)	37	49	36	55	43	56	276	6.1%
コミュニケーションが苦手	29	22	22	46	43	47	209	4.6%
能力課題(言語・理解)	16	20	18	50	28	66	198	4.4%
DV・虐待	36	37	29	21	17	20	160	3.5%
ホームレス	18	24	21	19	24	20	126	2.8%
外国籍	10	9	4	10	4	103	140	3.1%
生活習慣の乱れ	18	22	15	21	18	14	108	2.4%
刑余者	21	11	19	10	10	12	83	1.8%
中卒・高校中退	12	16	12	19	9	11	79	1.7%
介護	---	---	---	---	12	46	58	1.3%
自死企図	10	9	6	7	5	7	44	1.0%
子育て	---	---	---	---	3	43	46	1.0%
不登校	4	8	3	5	3	1	24	0.5%
非行	2	7	2	0	1	0	12	0.3%
被災	---	---	---	---	1	0	1	0.0%
その他	20	35	21	19	65	252	412	9.1%
相談者数	547	464	537	490	453	2,060	4,551	



上の図は相談者の問題領域(抱える課題)を生活困窮の度合い(緊急度)と重ね合わせたものである。相談者の具体的な相談内容の中で多くの割合を占める課題(網掛け部)は、比較的緊急度の高い領域の課題である事がわかる。

緊急度の高い相談者は、目先の課題の目途がつくと来所しなくなってしまう傾向にあるため、継続した支援にしていくことが望ましいが、今年度のような緊急事態下ではそれが困難であることが課題である。

2.1.8 同行・訪問した関係機関(相談者と同行)

今年度に関しては、コロナ禍の影響で外出や訪問など控えるよう指導があったものの昨年を上回る同行・訪問件数となった。これは各関係機関にサポートセンターが認知されてきた事による効果と思われる一方、訪問や同行が増える事で内部体制が手薄となるという事が課題となった。

また、今年度は、厚労省の新システムへのバージョンアップにより、チェック項目が更新された。同行や訪問先の項目が非常に細くなった一方、自宅訪問した件数などは拾えなくなった。

問題領域	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	割合
県・市関係各課	18	36	36	43	49	96	278	16.8%
法テラス 法律・弁護士事務所	16	16	43	44	35	48	202	12.2
年金事務所	2	4	18	13	6	36	79	4.8%
医療機関	9	26	31	21	65	90	242	14.7
就労支援系 ハローワーク	5	4	8	9	21	12	59	3.6%
社会福祉協議会	9	4	1	---	2	33	49	3.0%
連携 NPO 機関	8	16	3	2	4	11	44	2.7%
自宅等	8	34	18	7	94	???	161	9.8%
労働基準監督署	---	---	3	1	1	0	5	0.3%
保健所・保健センター	1	0	14	3	14	46	78	4.7%
居場所・就労準備	4	7	15	1	7	3	37	2.2%
障がい者就労	0	0	11	16	34	46	107	6.5%
賃貸業者	6	11	0	3	7	4	31	1.9%
介護・老人施設	1	8	0	4	9	26	48	2.9%
刑務所・警察署	1	2	0	6	1	2	12	0.7%
地域包括センター	---	18	4	1	21	91	135	8.2%
その他	---	4	7	16	34	23	84	5.1%
合計	88	190	212	190	404	567	1,651	100.0%

2.1.9 就労決定者の内訳

就労決定者は、6年間を通して330名であった。

雇用形態から見ると約7割の方が非正規雇用であるが、相談者の特性からみると正規雇用であるか否かよりも長期の就労継続が課題であると思われる。相談者の多くは、身分保障が低いことによって職を失うというよりも、本人の性格・能力や対人関係の問題によって職を辞してしまう場合が圧倒的に多い。そのため、就労が決まった時点で終結ではなく、就労定着に向けた支援やフォローをしながら、3ヶ月や半年は定着するよう様子を見る期間を設けることが必要だと思われる。

年度	正規就労	非正規就労			福祉就労			合計
		派遣・契約	パート・アルバイト	その他	就労移行	A 型就労	B 型就労	
2015	14	8	25	0	0	0	0	47
2016	10	5	15	0	0	0	0	30
2017	17	17	16	4	0	2	1	57
2018	15	19	24	3	1	2	1	65
2019	17	12	22	3	0	0	1	55
2020	12	16	40	3	0	2	1	76
合計	85	77	142	15	1	6	4	330
割合	25.6%	23.3%	43.0%	4.5%	0.3%	1.8%	1.2%	100.0%

<就職決定者の年代別割合>

全体でみると就職された方の 3 割弱の方が正規雇用であった。やはり年代の若い人の方が正規雇用の割合が高いのが見て取れる。また、就労が決定した全体の数から見ると 5 割強の方が 40 代と 50 代の方で占められていた。

年代	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 以上	合計	割合
正規	0	16	14	19	25	9	2	85	25.6%
非正規	0	20	34	57	72	48	14	245	74.2%
合計	0	36	48	76	97	57	16	330	100.0%
割合	0.0%	10.9%	14.5%	23.0%	29.4%	17.3%	4.8%	100.0%	

2.1.10 プラン件数・支援調整会議

<プラン件数>

プラン作成件数および各法定サービスなどの内訳は下記のとおりとなった。

年月	件数	住居 確保	家計 相談	就労 準備	自立就 労支援	福祉資 金貸付	保護就 労支援	居場所
2020 年 4 月	10	2	2	0	1	3	3	1
2020 年 5 月	3	1	2	0	1	0	1	0
2020 年 6 月	2	2	1	0	2	1	2	0
2020 年 7 月	12	5	3	0	10	6	3	1
2020 年 8 月	12	2	3	0	4	0	4	0
2020 年 9 月	13	3	4	0	6	2	4	0
2020 年 10 月	13	1	3	0	5	0	4	0
2020 年 11 月	14	4	6	0	6	4	1	1
2020 年 12 月	21	5	6	0	11	7	5	1
2021 年 1 月	12	8	1	0	9	7	8	0
2021 年 2 月	15	11	0	2	13	11	3	0
2021 年 3 月	34	29	4	0	31	20	12	0
2020 年_合計	161	73	35	2	99	61	50	4

年月	件数	住居 確保	家計 相談	就労 準備	自立就 労支援	福祉資 金貸付	保護就 労支援	居場所
2020 年_合計	161	73	35	2	99	61	50	4
2019 年_合計	123	18	16	4	49	16	39	7
2018 年_合計	160	11	30	5	54	26	40	2
2017 年_合計	88	6	11	3	51	3	37	2
2016 年_合計	189	31	46	10	39	16	39	20
2015 年_合計	185	38	83	1	44	33	43	0
合計	906	177	221	25	336	155	248	35

＜評価件数＞（）内数値は終結件数

年度	件数	住居 確保	家計 相談	就労 準備	自立就 労支援	福祉資 金貸付	保護就 労支援	居場所
2020_評価	73(49)	18(8)	22(11)	2(2)	32(20)	12(6)	18(11)	2(0)
2019_評価	92(70)	14(8)	17(13)	1(0)	40(28)	13(9)	35(23)	4(2)
合計	497(354)	75(47)	140(98)	12(1)	144(92)	52(39)	129(86)	13(4)

プラン件数自体は、対去年の 130.9%と増加したが、あまりにも来庁者が増えたためプランを作成するまでにいきつかなかったものもある。

＜支援調整会議＞

支援調整会議は毎月 1 回の開催をおこなった。社会的居場所利用のプランが上がった際に、同事業の委託先である「寄り添いネットワーク」に声をかけられなかったケースがあったことや、急な開催場所変更に対してスムーズな対応ができなかったことは反省点である。

2.2 任意事業等の実績とその他の活動

2.2.1 住居確保給付金(必須事業)

2.1.7 具体的な相談内容(相談支援員から見た課題)の数値からみた場合、住居確保給付金の対象となる人は、「住まい不安定」の 238 件や「ホームレス」の 20 件が考えられる。(相談者の課題は複数あるため、対象者は最大数である「住まい不安定」の数値を引用する)

年度	対象者数	対象者_プラン		対プラン_申請者		対申請者_決定者	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
2015	129	38	29.5%	31	81.6%	28	90.3%
2016	118	31	26.3%	15	48.4%	12	80.0%
2017	126	6	4.8%	4	66.7%	4	100.0%
2018	75	11	14.7%	6	60.0%	6	100.0%
2019	79	18	22.8%	16	88.9%	16	100.0%
2020	238	73	30.6%	349	478.1%	349	100.0%
合計	765	177	23.1%	421	237.9%	415	98.6%

今年度は、住居確保給付金制度の規制緩和、期間延長、再支給申請可能などコロナの影響で、制度自体に目まぐるしく変更がかかった。それに伴い申請者は劇的に増え 349 件となった。

ちなみに今年度に限りと思われる再々延長や再支給という規制緩和に伴う件数は「再々延長申請_53 件」、「再支給申請_16 件」

2.2.2 家計改善支援事業

2.1.7 具体的な相談内容(相談支援員から見た課題)の数値からみた場合、家計改善支援の対象となる人は、相談内容の「経済的困窮」1,353 件や「家計管理の課題」185 件、「債務(多重・過重)」146 件が考えられる。

(相談者の課題は複数あるため、対象者は最大数である「経済的困窮」の数値を引用する)

年度	対象者数	プラン数	実際に家計表を作成した人	家計相談として相談に入った人
2015 年度	288	83	63	---
2016 年度	299	46	126	---
2017 年度	346	11	48	---
2018 年度	288	30	90	192 (348)
2019 年度	231	16	35	113(207)
2020 年度	1,353	35	34	96(288)
合計	2,805	221	396	401(843)

() 内の数値は、家計相談として面談に入った数

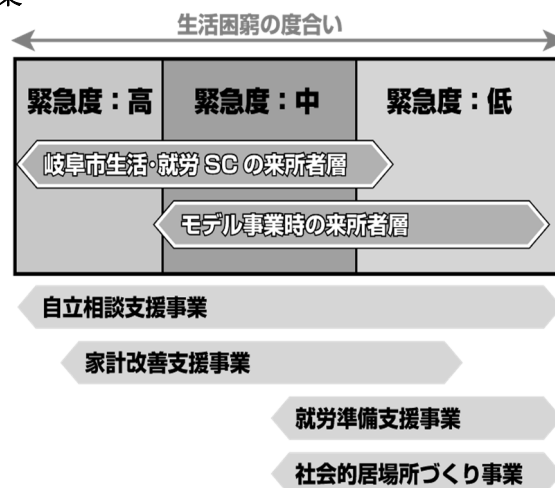
2020 年度の対象者数は 1,353 名となっているが、実際に家計相談として行った件数は 96 名(面談回数 288 回)であった。

家計改善支援事業(旧家計相談支援事業)は、生活困窮者自立支援法の施行以来、その重要性を唱えられながらも、任意事業として位置づけられてきたこともあって、全国的に「家計の管理支援」に重点が置かれてきた。しかし管理以前の「収入の確保」「支出の削減」についても専門相談員の力を十分に活用すべきであり、相談支援事業と一体的に実施されるべきことを再認識し、もっと積極的に家計改善が入り込んだ支援が出来ることが望ましい。

2.2.3 就労準備支援事業・社会的居場所づくり事業

2.1.10 プラン件数・支援調整会議の数値を見ると明らかだが、今年度におけるプランの支援メニューは、就労準備が 2 件、居場所が 4 件というまだまだ極めて少ない結果となった。

2.1.7 具体的な相談内容(相談支援員から見た課題)でも触れたが、現在の相談窓口(市役所内)では比較的緊急度の高い課題を持つ相談者のみに、相談支援が偏ってしまっている。今後はより、社会的孤立・地域づくりへのとりくみを目指し、社会的居場所づくり事業や就労準備支援事業を必要とする相談者においても、有効に支援できるサポートセンターになることが必要である。



2.2.4 その他の支援活動

<緊急食糧支援の活用>

相談者の中には何日も食事をしていないという方も少なくない。そうした相談者に対しては、緊急支援の1つとして数日間(2~3週間)の食糧支援に対応した。

利用パターン	社協のフードバンク へ繋いだ	セカンドハーベスト 名古屋へ直接依頼	サポートセンターの 在庫品を渡して対応	合計
2016	14	16	47	77
2017	20	24	29	73
2018	72	12	43(12)	127(12)
2019	44	3	24(8)	71(8)
2020	78	0	38(??)	116(??)
合計	228	55	181(20)	464(20)

() 内数値は、生活保護ケースワーカーより依頼されて、生活保護受給者に食糧支援対応した件数

食糧支援の活用実績自体は大きく昨年を上回る数値となっているが、感覚的にはもっと多くの活用があったように思われる(台帳への記入漏れが多かったと思われる)。

食糧支援については、食べるものも無いという人に対して、とりあえず食糧支援をして様子を見るという「その場しのぎ」となってしまったが、必要な支援を後回しにしてしまうようなことの無いような判断が、相談支援員には必要だと感じる。

一方で今年度に関しては、食糧支援の変った活用方法が目立った。それは、手持ちのお金はあるが今後の用途が決まっているため、その手持ち金を減らさないために食糧支援を利用して支出を抑えるといった活用方法だ。

具体事例としては手持ちが7,000円。この使い道は新たに決まった就職先への交通費と昼食代との事であった。毎日の食事代にお金が消え会社に通勤できないではいけないため、その7,000円になるべく手を付けないよう食糧支援をして支出を減らすというものであった。

<よりそいバンク基金の活用>

利用目的が緊急的に必要な少額の費用について柔軟に、即日貸し付ける基金として、ぎふNP0センターが独自に設け管理する「よりそいバンク」がある。

実際に対応したケースとしては、就職が決まったが職場までの通勤費が無いといったケースや働きには行っているが初回給料日までの食費が無いといった緊急を要すケースが多かった。

本基金による貸付は、実施開始から6年間で49名の相談者に対して実施し、内36名の方が完済した。全体の返還率は昨年が75.0%まで増えてきたが最終的には73.5%と若干落ちた。

これは貸付対応した相談者が、返済できるレベルまで生活できたという結果でもあり本当に嬉しく思う。

	貸付人数	完済人数	計_返還率
2015年度	11	8	72.7%
2016年度	6	3	64.7%
2017年度	3	3	70.0%
2018年度	6	5	73.1%
2019年度	10	8	75.0%
2020年度	13	9	73.5%
合計	49	36	73.5%

成果と課題

2020 年度の生活困窮者自立支援事業は、コロナ禍によって割り当てられた緊急の給付・貸与の事務に終始するものであった。

全体として例年の 3 倍の来所者があった訳だが、体感としては殆どがコロナ禍における離職者・減収者等にむけて緊急対策として設けられた、給付・貸付に関する問い合わせ、相談、申請、給付、延長等の手続きに追われる日々であったように思われる。

言うまでもなく、コロナ禍はかつて無いほどの重大な災害であり、市民生活への打撃は極めて大きい事態であり、したがって速やかな給付・貸付等の対策が必要であったことは確かであり、その状況は今なお続いている。この点で、岐阜市生活・就労サポートセンターが、典型的な申請給付という行政窓口業務を試行錯誤しつつも一年間担い続けたことには、その是非はともかく、一定の評価を得て良いものであらうと思う。

しかしながら今後の、コロナ禍以後の生活就労サポートセンターを考えた時、私たち生活困窮者自立支援法の成立以前から事業への強い思いを抱いて取り組んできた立場としては、忸怩たる思いを抱かざるを得ない。

本来、法の成立過程を振り返っても、また厚生労働省はじめ様々な機関の実施してきた研修等を顧みても、既存の典型的な行政サービスが縦割りの、申請給付の窓口サービスであったことに対して、生活困窮者自立支援事業は、相談者と共に困窮の現状を解きほぐし、課題を分析し、一緒に解決のためにプランを立て、行動するという「伴走型」「寄り添い型」の相談支援というところに本質があるはずである。

しかし、コロナ禍によって、本事業は殆ど住居確保給付金と生活福祉資金の申請給付窓口へと逆戻りしてしまった。これは全国的に、多くのこの事業従事者が危惧するところである。

もちろん、これまでの私たちの取組みが、上記のような本来的な取り組みを実現できて来たかといえば、まだまだ未完成であり、開発途上であった。しかしそれだからこそ、「多機関の協働による包括的相談支援体制の構築事業」を通じて、アウトリーチ・地域での多機関協働・家計や就労準備支援との一体的運用に向け、本来の自立相談支援に向けた改善を進めつつあったのである。

今回のコロナ禍における本事業の役割が、事業を旧来型の一申請給付の窓口に押しとどめてしまうようなことになれば、誠に残念である。

この度、本事業の受託者が変更することになったが、願わくば新事業受託者におかれては、「伴走型支援」という本事業の理念を進めていただき、また「地域の支援資源のコーディネーター」という役割を発展させていただければと思う次第である。



② 岐阜市多機関の協働による包括的支援体制の構築 <岐阜市委託事業>

事業の目的

岐阜市生活困窮者自立相談支援事業の相談体制が充実するよう、相談員向けの研修を企画・実施や他地域の事例調査・分析、地域の団体の開拓・関係作り、岐阜市生活困窮者自立相談支援事業の広報を含めたシンポジウムの開催などを目的として実施した。

事業の概要

岐阜市における自立相談支援事業も6年目である。窓口ではこれまで毎年、新規の相談者約400から500人に対して、特に差し迫った経済的困窮状況への対処について相談に乗り支援を実施してきた。基本的な支援の内容は、生活が困窮状況にある市民の状況を聞き取り、相応しい各種のセーフティネットにかかる制度や地域サービスを活用できるようにお手伝いする(サービスのコーディネート)というものであった。

一般に、困窮状態にある市民は、地域にどのような社会資源があり、どのような救済制度等があるのか、どの窓口や専門職が何を担っているのか、詳細に知ることは非常に難しいので、課題解決のため具体的にどの機関・窓口に、何を求めて行けば良いのか分からないことが多い。困窮した市民が各種の制度や地域内のサービスを活用できるようコーディネートすることは「非常に意味のある活動」だと考えている。また、生活困窮者自立支援法のもともとの理念は、既存のサービス(特に行政サービス)のコーディネートに尽きるものではない。「生きづらさを抱えた人たち」を広く対象として、「包摂的社会」づくりに向けた取り組みを行うものであり、「社会的孤立」の克服に向けたメンタルケア支援、就労支援、就労準備支援、居場所事業など、(今までの行政サービスには無い)「あらたな社会資源の創設」に向けた活動を期待されている。

岐阜市において、他の機関との連携開拓、新たな支援方法の開発、地域への広報や啓発といった活動を担うのは「主任相談支援員」だとされていた。しかし主任相談支援員が相談業務に追われる合間の時間だけでは、現状を俯瞰して課題を分析し、どのようなビジョンを持って開拓等を行っていくか、考えることもままならず、「待ち」の体制から脱却できずにいた。

先進的であるとされる多くの他の自治体と同様に、「開拓員」や「企画担当者」といった「直接・個別の相談支援以外のこと」を担当する者を設けることを提案してきており、このような開拓や企画を担当する「相談支援包括化推進員」を設けられた。

「相談支援包括化推進員」の主な役割は、相談支援機関全体としての方向性を考え、現状の課題を認識したうえで必要な研修を行ったり、業務改善策を実施したり、連携のための企画を主催したりすることであり、「主任相談支援員」が日々の個別具体的な相談支援の実務を回していく役割を担っているのと対置している。この事業の受託期間の1年間では、①職員研修を年間計画に従って実施することで支援内容の底上げを図り、②他の自治体や有識者の協力を得て支援実態を調査分析して私たちの現状の課題を探り改善策を提案し、③積極的に多職種会議に参加して「生活就労サポートセンター」の周知を図り、④特に重要と思われる分野に関する協働に向けたシンポジウム等を行うこととした。

相談支援包括化推進員 有田 朗、渡辺 眞子

1. 職員の研修について

相談支援包括化推進員の業務の一つとして、相談支援員等のスタッフに対し、理念の重視と実践の確保のため「新人研修」および「スキルアップ研修」を行った。

前者は新規採用された相談支援員等に対して、上記のような社会情勢や制度の理念、そして生活困窮者支援にかかわることの多い各分野の制度や関係機関などについて研修するものであり、後者は日々相談支援に従事しているスタッフ全員に対しテーマを決めて研修するものである。いずれも「多機関の協働による包括的支援体制の構築事業」を受託する以前から実施してきたも

のであるが、この度同事業の内容として実施することとなった。

(1)2020 年度新人研修 概要

- 今年度の新人研修の受講者は 2 名であった。
- 相談支援包括化推進員 有田が全ての回の講師を務めた。

講義回	日時	テーマ
1 限目	4/2 9:00～10:30	生活困窮者自立支援制度の理念と仕組み(1)
2 限目	4/2 11:00～12:30	生活困窮者自立支援制度の理念と仕組み(2)
3 限目	4/2 13:30～15:00	生活保護制度の基礎
4 限目	4/3 9:00～10:30	公的給付・関連機関(年金・保険・手当・労働福祉・医療福祉など)
5 限目	4/3 11:00～12:30	任意事業(就労準備・就労訓練・一時生活・家計改善・学習支援など)
6 限目	4/3 13:30～15:00	事例検討
7 限目	4/7 9:00～10:30	多重債務・法律扶助
8 限目	4/7 11:00～12:30	更生保護・成年後見など

(2)2020 年度スキルアップ研修

- スタッフ全体の参加でスキルアップ研修を実施するには、通常業務を制限(窓口で電話当番等を置き通常の面談予定を入れない時間帯を設ける必要がある)して開催しなければならない。
- これにより、2 月に就労準備支援事業をテーマとして初回を開催したのだが、その後新型コロナウイルスの影響で住居確保給付金等の事務がひっ迫したため、予定の回数を実施することはできなかった。

日時	テーマ
7/1 13:30～17:00	・家計改善支援事業のあり方について(自立相談との一体的展開について)有田 ・法テラスとの連携について 法テラス岐阜高橋事務局長
8/27 13:30～17:00	・業務改善(プランを重視した支援について)有田・渡辺 ・名古屋市大曽根センターの業務フローについて 有田 ・生活保護制度の解説(資産活用について)井上
11/25 13:30～17:00	・業務改善(スーパーバイズを確保するために)有田・渡辺 ・受付書式等の改善について

2. 自治体間における支援メニューの違いの調査と政策提言

(1) 調査の実施背景

生活困窮者自立支援法は対象、相談や支援の内容・方法が詳細に規定されるものではなく、自治体ごとに多様性をもって事業を展開することが可能である。そのため、各自治体の制度への姿勢や各自治体のおかれた事情によって、それぞれの地域ごとに異なった事業が展開されている。

自治体ごとに多様性が生じる要因は、「地域ごとの困窮課題、相談需要、社会資源の差異」といったものかもしれない。そうであるならば、地方分権の理念を踏まえた地域の事情に即した適切な支援が展開されているということになるだろう。しかし一方で、「窓口の設置場所、相談支援員等のスキル、主任や相談支援員等のもつ関心・方針や人脈」といった制度の本旨ではない要因が影響している懸念もある。こうした場合は、改善の必要があるのではないだろうか。生活困窮者自立支援制度を実施していく際の課題を解決するためには、どのような要因により多様性が生じるかについて調査で明らかにする必要があると考えた。

本事業を受託しているぎふ NPO センターは、平成 24 年のモデル事業以来、関係者の方々とともに事業を実施してきた。事業の開始からそれなりの年月が経過したが、過去(モデル事業のころ)と現在(岐阜市事業)では相談窓口につながる層の特徴・傾向に大きな違いが生じていると支援員は感じている。過去と現在の違いを比較すると、「現在は経済的に緊急度の高い層の来所が多くなったが、かつてよりも引きこもりや社会的に孤立している層の来所が少なくなった」、「その場での対応・支援に留まってしまい、中長期的な併走型支援をするケースは減ってしまった」といった状況があり、課題であると感じる。

全国には就労支援において独自の取り組みを進める自治体や、ひきこもり・自殺対策に力を入れている自治体、居住支援において先進的な自治体、学校との連携や司法との連携などを進める様々な取り組みがあるが、多くの相談支援員等(現場職員)にとっては、今居る現場以外を知る機会は少ない。こうした思いから、他の自治体の取組みと私たちの活動との比較を行う本調査を企画した。

(2) 調査の概要

本調査は、それぞれの生活困窮者自立支援の窓口に、どのような人(属性・課題・状況)がつかまっていて、それに対してどのようなサービス(情報・支援方法)が提供されているかの概況を把握することを目的としている。

本調査では、相談開始時の受付シート(相談者が最初に記入する)から相談者の属性・主観的課題を、インタビューシート(相談員が記載する)から整理された課題を拾い上げ、これに対してどのような支援を提供したかを相談員に振返ってもらうことを行う。

調査には、名古屋市の大曽根センター、沼津市、奈良県の自立支援事業者に協力をいただき、岐阜県のモデル事業時のデータを含めて比較の対象とさせていただいた。企画者としては、それぞれの支援内容の違いが数値に明確に出るであろうと予測した上で、その原因根拠がどこにあるのかをインタビュー調査で浮き上がらせたいと考え、調査票集計の後にそれぞれ 1 時間余りのインタビューをさせていただいた。

なお調査の実施、調査結果の評価分析においては、同志社大学の畑本教授に多大な協力を頂いた。

(3) 調査結果の総括(同志社大学政策学部教授 畑本裕介)よりごく一部を抜粋

調査の結果明らかになった発見等については、別途調査報告をご覧いただきたい。また、調査より明らかになった「事業運営に参考にすべきポイント」の箇所も調査からの示唆として大変有益な提言となっている。その上で、調査結果より敷衍し、生活困窮者自立支援事業の運営においてより一般的な論点について確認する。

結論を先取りして述べると、支援機関の設立からの経緯やそのおかれた制度環境によって支

援体制が大きく変化するということが今回の調査から明らかになったことであったのではなかろうかという状況が見えてくる。まずは、以下に各調査地の状況をまとめ直したい。

「名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曽根」(大曽根)は、アンケートにおいて、他地域と比較して生活・障害分野の支援メニューが少ないという結果が出た。名古屋市は障害基幹相談センターを各区に設置する等、障害者福祉が充実している。そのため、生活困窮者自立支援制度には障害分野の窓口機能を果たすことはあるものの、障害分野の支援の直接の担い手にはなっていない。また、名古屋市の地域特性として、他地域よりも持ち家比率が低く、賃貸が多いが家賃が高いため、経済的困窮が住まいへ与える影響が大きい。そのため、アパート探しやシェルター／一時生活支援事業といった支援が多くなっている。このように、名古屋市という地域性が支援内容に大きく関係している。

一方で、サポートセンター大曽根の母体となった団体の一つにひきこもり支援の団体(特定非営利法人オレンジの会)が入っているが、ひきこもり支援は充実していない。これは、就労準備支援事業において利用者には金銭が給付されないためであり、法令による制度設計・運用上の問題があるためである。社会的ニーズがうまく支援に繋がっていない状況もある。

「沼津市自立相談支援センター」(沼津)は、就労支援が充実している。アンケート結果からも、「キャリアカウンセリング」「就職後のフォローアップ」「求人情報の提供」「就職先企業の確保・紹介」といった支援を充実させていることがわかる。また、生活分野の支援も充実しており、「軽作業・農作業訓練」「日常生活・コミュニケーション訓練」が他地域より高い。とはいえ、この項目を見てもわかるように就労に繋がる支援であろうと推測できる。そもそも相談内容が「仕事探し」が65件(19.2%)と他所と比べて多い。これは、運営事業者がNPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡であり、一般市民が地域のボランティアとして地域の若者の一人一人に寄り添い、働き続けることを支える「静岡方式」と呼ばれる就労支援のしくみを実践している団体だからであろう。そもそも、生活困窮者自立支援制度の事業を受託する以前から就労支援の取組を組織化してきた歴史があり、そのため就労支援を行う窓口として団体としてのイメージが定着しているためであろう。

「中和・吉野生活自立サポートセンター」(奈良)は運営母体の一つが奈良県社会福祉協議会という広域をカバーする団体である。この広域性が支援を特徴づけ、他の団体よりも多様な支援に対応できることが他との違いと言ってよいだろう。そのため、地域の多様な支援ニーズを抱える機関・団体との関係が形成されやすい。例えば、学習支援事業をきっかけとして学校や教育委員会、要保護児童対策地域協議会等と関係が形成されたため、他地域と比較して10歳未満や10代の利用が多くなったりしている。広域で活動する団体であるため、市町村では対応できない課題や事業化できないテーマに対して、新たなモデルをつくることが役割であろう。しかし、家庭に対するアウトリーチを行うなどきめ細かな対応を行うことができていないのは特筆すべきことである。

以上のように、各団体は設立からの経緯やそのおかれた制度環境によって支援の特徴が大きく特徴づけられることが分かる。もちろん、地域に存在するニーズに対応した結果現在の支援形態となっていることは疑い得ない。とはいえ、団体の経緯や制度環境(「地域ごとの困窮課題・相談の需要・社会資源の差異」だけではなく、「窓口の設置場所・属人的要因(相談支援員等のスキル・主任などの関心方針や人脈)・団体の歴史や属性」)が支援の制約となっている面がある可能性もある。やはり、他地域の支援機関・団体の支援の実際を学び、自らの団体の支援の手が届いていない支援にも乗り出すきっかけとすべきであろう。

なおアンケートの分析からは、岐阜市生活・就労サポートセンターは、「病気」を抱えない相談者が頼る場所としての認知が進んでいないことが示唆される。また、病気を抱えていたとしてもメンタルヘルスへの対応は不十分である。こうした支援体制の欠落した部分を今後は補

っていく必要があるだろう。また、不登校・ひきこもりの問題を抱える方へのアウトリーチ、就労支援一般の強化といったテーマについても今後力を入れていく必要もあるだろう。

3. 連携会議の実施および参加

新型コロナウイルスの猛威によって、本年度は対外的な活動が大きく制限された。

本事業の実施に先立っての思いとしては、モデル事業の頃より力を入れてきた分野である司法福祉に関する連携を充実させたいとの思いがあったし、また就労支援メニューの拡充が極めて重要であると考えていたが、会議や外出の制限等によって十分な連携構築の成果を得るに至らなかった面がある。

このような中ではあるが、一定の実施が出来たものとして以下の2つがある。

(ア) 居住支援に関する連携

20217年の10月に「新たな住宅セーフティネット」制度が開始され、住宅確保要配慮者への支援等については、昨今非常に注目されている。家賃保証制度に関する取組みや家賃の低廉化、居住支援法人、居住支援協議会など多くのしくみが設けられたのであるが、現場の支援への活用には程遠いものが殆どである。岐阜県および岐阜市においても居住支援協議会が設けられているが、未だ充実した活動になっているとは言えない。

そこで、生活困窮者自立支援事業との連携を通じて、居住支援のしくみが発展することを期待して、関係各所と会議等を行い、イベントを実施した。

- ・県住宅課との会議の実施(県居住支援協議会との連携の模索)
- ・市住宅課・住宅供給公社との会議の実施(市居住支援協議会のこと、市営住宅のこと)
- ・居住支援法人へのインタビュー調査等の実施と、居住支援イベントの実施

(イ) 弁護士会・法テラスとの連携

岐阜県弁護士会、法テラス岐阜事務所とは、モデル事業の頃より連携会議を持ってきた。生活困窮者の相談支援においては、多重債務問題、離婚・DV・相続などの家族関係の問題、事故や犯罪(被害)、労働問題その他の法律的な判断を要する内容も多いため、法的な支援との連携は必須であると考えてきたからである。

本年、一般的な連携の推進に向けた協議以外に行ったものは次の2つであった。

- ・生活・就労サポートセンター相談支援員への研修と、法テラス職員(情報提供職員)への研修の相互実施(前者は、法テラス岐阜 高橋事務局長をスキルアップ研修に招いて実施、後者は相談支援包括化推進員 有田が法テラス岐阜事務所において実施した。)
- ・県弁護士会・法テラス岐阜との共同主催により、2021年3月12日に岐阜県弁護士会館において「ひきこもり・8050と親亡き後問題を考えるフォーラム」を実施した。



4. 多職種の連携構築のためのイベントの実施

(1) 「居住支援交流セミナー in 岐阜～住宅確保要配慮者への支援の現場から～」を開催

<開催概要>

日時	2021 年 2 月 16 日 (火) 13:30～16:00
会場	ハートフルスクエア G 2 階 大研修室
実施方法	会場参加・オンライン配信の両方にて実施
参加者	46 名 (会場参加 : 10 名 / オンライン参加 : 36 名) <参加者の所属(一部)> 社会福祉協議会 (岐阜市・瑞穂市・海津市・北方町・大野町・美濃加茂市・白川町・八百津町) 岐阜県地域生活定着支援センター／障がい者就業・生活支援センター 地域包括支援センター／基幹相談支援センター 等
プログラム内容	<u>オープニング</u> ・ 開催のご挨拶 (岐阜市生活福祉二課 井上係長) ・ 開催にあたってのご案内 ・ 本日の登壇者のご紹介 <u>第一部 新たな住宅セーフティネット制度について</u> 「新たな住宅セーフティネット制度の概要」 ・ 中部地方整備局 住宅整備課長 歌代氏 ・ 名古屋矯正管区 更生支援企画課長 小田切氏 ・ 岐阜保護観察所 統括保護観察官 酒井氏 「岐阜県下の新たな住宅セーフティネット制度の取り組み」 ・ 岐阜県住宅課 村瀬 氏 <u>第二部 居住支援法人の取組について</u> 「岐阜県下の居住支援一事例紹介」 ・ 株式会社くらしケア 直野氏 ・ 株式会社代吉 杉山氏 ・ 一般社団法人若者サポート nanairo 増田氏 ・ 社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会 吉田氏 <u>パネルディスカッション (コーディネート : 相談支援包括化推進員有田)</u> 居住支援法人 4 法人によるパネルディスカッション (具体的な連携方法・層の想定 / 居住支援法人運営上の課題) <u>クロージング</u> 国・県のご出席者からのコメント 閉会のご挨拶 (ぎふ NPO センター 原)
オブザーバー	東海北陸厚生局 地域包括ケア推進官 村岡氏 名古屋矯正管区 更生支援企画課連携調整係長 藤田氏 中部地方更生保護委員会 更生保護管理官 梅村氏



(2)「ひきこもり・8050 と親亡き後問題を考えるフォーラム」を開催

主題	ひきこもり・8050 と親亡き後問題を考えるフォーラム
開催日	令和3年3月12日(金)15:00～17:00
場所	岐阜県弁護士会館3階
定員	先着40名
主催	・岐阜市生活・就労サポートセンター ・岐阜県弁護士会 ・日本司法支援センター岐阜地方事務所
第1部	基調講演「ひきこもりの長期化・高齢化と貧困」 中川健史氏(よりそいネットワークぎふ代表理事)
第2部	座談会
	コーディネーター 山科正太郎弁護士(県弁護士会貧困と人権に関する委員会委員長)
	村上麻己子氏(岐阜県ひきこもり地域支援センター)
	小山哲弁護士(県弁護士会貧困と人権に関する委員会副委員長)
	岩本恵弁護士(法テラス岐阜事務所代表常勤弁護士)
	有田朗(ぎふNPOセンター相談支援包括化推進員)

成果と課題

残念ながら本年一年間のみで私たちの受託事業は終了し、次年度からは新規受託者がこれを担うこととなった。そうである以上、私たちがこの一年で始めた協働のための企画や、職員研修の流れを是非新事業者に生かしていただきたいと思う。また特に「支援メニュー調査」においては、他自治体や研究者の多大な協力を得て、「岐阜市の事業の現状と課題」を認識するのに大いに役に立つであろう情報を得た。

私たちがこれを活かして事業の改善を進めていくことは叶わなかったが、新規受託者において参考にして、新たな「岐阜モデル」づくりを進めていただければと強く願っている。

2)関連事業

① 「ぎふハチドリ基金」運営支援事業 <自主事業>

- 事業の目的** NP0 法人ぎふハチドリ基金の運営が安定するまで、事務局のサポートをする。
- 事業の概要** (1)事務局スタッフによる支援
 NP0 法人ぎふハチドリ基金は、寄付金のほとんどを助成事業に充てるため、事務局の運営資金が不足し、職員を雇用できないので、事務作業、イベント運営などを、ぎふ NP0 センターの職員が協力した(役務の提供)。
 (2)事務所の共同使用
 ぎふ NP0 センターの事務所内に事務所を置き、共同使用している(無償提供)。
- 成果と課題** 認定 NP0 法人になった後、新型コロナ感染拡大により、計画していたことができなかったり、イベントの時期が延期になったりなど、様々な影響があった。助成事業についても、活動できない期間があり、実際に使った助成額の総額が、助成決定当初より 40 万円ほど少なくなった。一方、困難な状況の中、支援に理解をしてくださる方が増え、寄付金は過去最高額になった。しばらく続くコロナ禍の中で、必要とされる支援と支援の方法を探ることと、団体の組織基盤を固めていくことが課題である。



②「子ども・若者支援ネットワーク 岐阜」事業運営業務 <自主事業>

事業の目的 困難を有する子ども・若者とその家族を包括的に支援する地域ネットワークを構築する。

事業の概要 子ども・若者支援の活動をしている団体、専門機関、個人が参加者それぞれの活動の近況を報告し、テーマに関する話題提供者の報告を聞くなど、意見交流、情報交換を行った。

月日	テーマと内容 ()内は会場
4/20	新型コロナウイルスの影響について (オンライン)
5/18	新型コロナ禍で問われる「学校」の姿 (オンライン)
6/15	学校の再開について/岐阜県版若者・ひきこもり協同実践交流会の検討について (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
7/20	①ぎふ NP0・生涯学習プラザ NP0 オンライン交流会の報告 ②岐阜県版若者・ひきこもり協同実践交流会の検討について (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
8/17	岐阜県版若者・ひきこもり協同実践交流会のオンライン開催の検討について (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
9/28	岐阜市子ども見守り宅食事業について (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
10/19	岐阜市子ども見守り宅食の現状報告 (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
11/16	「子ども・若者育成支援推進大綱」について (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
12/21	コロナ禍での子どもとのつながり/社会文化学会での報告 (OKB ふれあい会館・オンライン併用)
1/18	地域に広がる多様な放課後デイサービスの実態 (オンライン)
2/22	“子どもの居場所”における親支援/親の居場所 (オンライン)
3/22	子どもの貧困対策の視点からみる福祉政策のありかた～地方からの声をいかに届けるかを考察する～研究報告 (OKB ふれあい会館・オンライン併用)

成果と課題 今年度は新型コロナウイルスの影響もあり、定例会は距離を空けて対面及び Zoom を使ったオンラインでの実施、時期によってはオンラインのみで開催した。オンラインでの開催により、遠方や夜の時間ではなかなか参加できなかった人から参加できるようになったため、ありがたいという声があり、引き続きオンラインでの開催も行っていきたい。また、テーマの内容も新型コロナウイルスの影響を受けて、活動が思うように行えない中での情報交換やコロナ禍のため困難な状況に陥っている子ども・若者への事業が実施されたことで、それらの事業の報告など大変な状況にある現場の困り事などを共有する場となった。

昨年度までは、岐阜県版若者・ひきこもり協同実践交流会に関わるなど、ネットワークを広げる機会があったが、今年度は交流会が実施できず、周知する機会があまりなかった。広報についても考える必要がある。

③ぎふ学生ボランティア情報提供事業 <自主事業>

事業の目的 学生がボランティア・地域活動を通じて、豊かな人間性や社会性、テーマ(課題)に沿った学問的解決能力を備えた人材としての成長を促すため、学生の社会参加を促すことを目的に、学生にボランティア・地域活動情報を発信していく。

事業の概要 学生ボランティア・地域活動情報の集約・精査をし、学生に発信をしていく。発信方法としては、ホームページやFacebook、Twitter、メールマガジンなどを活用した。

成果と課題 今年度より、岐阜県からの委託が無くなり、ぎふ NPO センターの自主事業として、学生にボランティア情報を提供しているが、コロナ禍ということもあり、ボランティア募集がほとんど無かった。

そのため、ぎふ NPO センターの発送作業などについてのボランティア募集をしたところ、中学生からの応募があった。

ただ、こうした発送作業ボランティアも、コロナの蔓延により途中から募集できなくなってしまった。

中学生の場合、受験にボランティア経験が必要という子もあり、ボランティア活動をしなればいけないが、活動場所が無いという事が悩みでもあるようであった。

受験や採用試験のためのボランティアの是非はともかく、コロナ禍でもできるボランティア情報について、できるだけ情報収集をし、学生達に向けて発信できることが望ましい。



④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業 <自主事業>

事業の目的

地域で子育てを支える仕組み、ファミリー・サポート・センター(子どもを預けたいと希望する依頼会員と地域で子どもの預かりを行う提供会員を繋げて子育て支援を行う事業)等が安全に実施され、各地域に広がっていくよう、ファミリー・サポート・センター等の運営に関わる NPO 法人等の民間団体と行政等の関連機関が、運営上の課題の解決のための情報交換や協議を行う。

事業の概要

ファミリー・サポート・センターの運営団体、行政担当者が集まり、ほぼ隔月で情報交換、学習、交流のための会議を開催するための、連絡調整などの事務局を担った。

【開催日】(出席者数)

- 第 51 回 6 月 17 日(会場 10 人オンライン 10 人)
- 第 52 回 8 月 20 日(会場 8 人オンライン 8 人)
- 第 53 回 10 月 29 日(会場 8 人オンライン 8 人)
- 第 54 回 12 月 17 日(会場 9 人オンライン 12 人)
- 第 55 回 2 月 18 日(会場 7 人オンライン 14 人)

成果と課題

コロナ禍で 5 月まで会議ができず、6 月からの開催となった。それ以降は、オンラインも併用し、隔月での開催ができた。オンライン併用により参加がしやすくなったこともあり、参加人数が増えた。また、新しく大垣市のファミサポの運営団体が加わり、全部で 11 のファミサポが集っている。対象の市町は、ファミサポ設置 33 市町のうち、18 市町を網羅(2021 年 4 月からは、34 市町中 20 市町になる予定)している。ファミサポ運営のための情報交換や交流だけでなく、ファミサポの事業を通して見えてきた地域課題なども多く語られる会となっている。重要な会議体になっているが、委託や補助金を得ていないので、今後の会議の広げ方などの方向性を決めていくことが課題である。



⑤政策提言事業

事業の目的

本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じて NPO の意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くの NPO などが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

誰も取り残さない地域社会づくりを実現するためには、NPO が単独あるいはセクター単位で動くのではなく、広く多機関と連携していくことが重要である。そのためには NPO が活動しやすく、また発言しやすい環境を整えていく必要がある。さまざまな機会を通じて NPO の意思や考え方を伝え各種政策と結びつけていく活動を行っていく。

事業の概要

さまざまな機会を捉えて行政等に対し、協働による地域運営の実現に向けて様々な提言を行っている。

行政等への各種提言のほか、下記の委員会等に参画した。

認定 NPO 法人日本 NPO センター評議員	野村 典博
岐阜市住民自治推進審議会 委員	
岐阜市市民活動支援事業 審査員	
岐阜市まちづくりサポートセンター 副理事長、運営委員長	
岐阜市市民参画賞選考委員会 委員	
みんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会 委員	北村 隆幸
岐阜県子ども・若者支援地域協議会 委員	原 美智子
岐阜県愛のともしび基金補助事業審査会 委員	
各務原市まちづくり助成金 審査委員	
岐阜県 県営公園事業評価委員会 委員	野尻 智周
岐阜市民生涯学習推進協議会 委員	
土岐市まちづくり補助金審査委員	
東海ろうきん NPO 育成助成事業 運営委員	
岐阜市地域福祉推進委員会 委員	林 宏澄
岐阜市社会福祉協議会 評議員	
岐阜県社会福祉協議会 評議員	
岐阜市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会 委員	竈橋 文子

上記のような委員会への参加のほか、ネットワークの構築、各種連携、NPO の地位向上や効果的な NPO 支援、岐阜県内における首長選挙においては候補者アンケートを実施したほか、NPO 災害ボランティアに関する取り組みなど、さまざまな事業を展開した。

- ①岐阜県内の県知事および市町村長選挙への立候補者に向けて、NPO などの市民活動団体への支援施策、協働関係の推進に関する施策などのアンケートを実施し、ホームページ等で公開した。
- ②伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を図る。

- ③生活困窮者自立支援法の改定を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。
- ④NPO の主務機関が岐阜県から権限委譲で市町村に移っていく状況下で、その指導・監督方針を、市町村行政と協議し、NPO 等の活動環境改善に向けて政策提言していく。
- ⑤中間支援センターが各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPO への支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。
- 【成果目標】行政の担当者が交流する機会を今年度中に設け、3 自治体での事業検討を目指す。
- ⑥昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。また、災害時に各地の中間支援センターが相互協力できるよう、さまざまな連携を深めていく。
- 【成果目標】各 NPO が災害時に果たし得る役割を認識できている状態を目指し、災害支援ネットワークにおいて中間支援の役割を果たしていく。
- ⑦ぎふ NPO センターホームページリニューアル作業に関し、県立岐阜商業高校に協力を得て、高校生の視点から「どのような表現が NPO や市民活動、協働について理解してもらうことにつながるか」を検討し、またリニューアル作業そのものについても全面的に担ってもらった(近日、リニューアルしたページに更新予定)。

成果と課題

政策提言に関し、さまざまな機会を捉えて積極的に動いてはいるが、上下の関係でない対等な関係を築いた上で、協働を進めていくための環境整備はまだ途上にあると考えている。今後も政策提言に関する事例研究も行いながら、広く県内 NPO との連携を図り、継続して取り組んでいく。



(2) 「NPO の活動環境整備と後方支援、NPO セクターの成長」に関する事業の報告

- ①ぎふ NPO・生涯学習 プラザ事業
- ②調査・研究・提案事業
- ③「NPO 法人設立講座」「NPO 法人運営講座」開催事業
- ④「NPO 法人会計講座」開催事業
- ⑤専門相談・講師等派遣事業
- ⑥生涯学習情報提供事業
- ⑦災害にも強い地域づくりに向けた調査及びスキーム構築事業
- ⑧Happy ぼうさいプロジェクト連携事業
- ⑨岐阜県災害ボランティアコーディネーター派遣事業
- ⑩岐阜県災害時ロードマップ作成事業
- ⑪with コロナに対応するためのスキルアップ研修業務
- ⑫男女共同参画推進サポーター交流会運営業務
- ⑬岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート
- ⑭NPO の活動拠点等提供事業
- ⑮ぎふ NPO センターブックレット作成事業

① ぎふ NPO・生涯学習プラザ事業 <岐阜県委託事業>

事業の目的

- i) 市民活動の裾野広げや団体の円滑な運営をサポートすることを目的として、NPO やボランティア、生涯学習等、市民活動への参加意欲のある人を対象にした各種 NPO 等の情報発信や市民活動団体の設立・運営に関する様々な相談への対応、市民活動の啓発イベントの実施を行う。
- ii) NPO セクターの発展を目的に、NPO 法人等の組織経営や事業の自立・発展に関するセミナーを行う。

事業の概要

岐阜県より事業の委託を受けて、「ぎふ NPO・生涯学習プラザ」の管理運営、「NPO ナビぎふ(ぎふ NPO・生涯学習プラザホームページ)」の管理運営、セミナーの開催、など下記の事業を行った。

ぎふ NPO・生涯学習プラザ来場者数：6,208 人

<a. NPO の設立、運営に関する相談>

相談内容の内訳

- ①団体の設立に関する相談：108 件
- ②団体の運営に関する相談：173 件
- ③団体の会計に関する相談：35 件
- ④助成金に関する相談：16 件
- ⑤ボランティア：17 件
- ⑥その他：580 件

その他の内容：NPO 法人に関する質問や地域の課題解決に取り組む団体の紹介依頼、イベント広報等のチラシ配架依頼などがあった。

<b. 助成金情報データベース提供>

「NPO ナビぎふ」への補助金・助成金情報掲載件数：96 件

<c. 生涯学習に関する相談対応>

生涯学習に関する相談：12 件

<d. 組織基盤強化セミナー>

1. NPO オンライン交流会(2回)

講師：南出 吉祥氏 岐阜大学准教授 テーマ：子ども・若者支援

山口 由美子氏 NPO 法人可児市 NPO 協会 理事長

テーマ：災害時のために日頃からできること

NPO 等の市民活動団体はイベント等で顔を合わせて情報交換を行ったり、市民活動支援センター等の施設で交流していることも多かったが、コロナ禍ではそのような機会が減ってしまったため、オンラインでの交流の場を設ける目的で、交流会を行なった。「子ども・若者支援」と「災害時のために日頃からできること」の2テーマで行った。

どちらのテーマでも実際に活動している人の参加が多く、活動の場の開所や閉所の判断をしなければいけない責任や外国籍の子どもの学習支援を行っている団体の困り事などが話された。また、10 人程度の参加だったため、グループ分けをせずに行ったが、話し足りないという意見もあった。どちらも 2020 年 7 月の開催であり、この頃はまだぎふ NPO・生涯学習プラザとしてオンラインのセミナーを行うのは初めてであっ

たため、グループ分けなどが行えなかったが、オンラインセミナーを複数回実施するうちに、行えることの幅が広がった。現場で活動する団体の困り事などを聞く機会にもなったため、意義のある内容であった。

2. NPO の日常会計や税金について学ぶ 会計セミナー

講師：中尾 さゆり氏 税理士

NPO の日常的な会計や税金について学ぶセミナーを実施した。

NPO 法人のスタッフに税金について苦手意識を持っている人も多いため、謝金を支払った時に預かる源泉税などの税務に関する内容とした。「日常の業務で注意する点などを話して頂き、今後の参考になりました」や「税金の話が聞けてよかった」との声があった。

会計は少数の専門的に担当するスタッフがいる場合も多く、会計業務で悩んでいても相談できない場合がある。また独学で覚えている参加者もあり、専門家から学ぶ機会は意義があったと感じる。

3. NPO の労務や有償ボランティアのことを学ぶ 労務セミナー

講師：加古 朗氏 社会保険労務士・行政書士

NPO に関わる労務や有償ボランティアについて学ぶ内容を実施した。有償ボランティアは雇用では無いため労災保険に入れないが、有償であるためにボランティア保険にも入れないなど、有償ボランティアのリスクについての説明もあり、有償ボランティアの在り方を考える機会にもなった。

上記 2 と 3 の会計セミナー及び労務セミナーはオンラインで実施したため、対面の講座後のように個別で講師へ質問する時間が取れなかった。ぎふ NPO・生涯学習プラザへ相談してもらうように案内したが、講師に相談できる時間を取れるようにも検討していきたい。

4. 明日から使える広報物のつくり方講座

講師：鬼淵 翔太氏 認定 NPO 法人まちづくりスポット
デザインツール作成担当

「すぐに使える」をテーマとして、チラシや三つ折りリーフレットの作り方の技術を学ぶ講座を実施した。分かりやすく簡潔に多くの作成技術の紹介があり、好評であった。

しかし、昨年と同様に 3 時間の講座を実施したが、アンケートでは「長かった」という声が多かった。講座に加えて、「チラシ作成グループ」と「三つ折りリーフレット作成グループ」に分けて意見交換などを行ったため時間が足りないくらいであったが、オンラインセミナーの場合は長いと感じるようであった。1 回あたりの時間を検討していきたい。

5. 世代交代・思いをつなぐ NPO/市民活動の事業承継セミナー

講師：中尾 さゆり氏 NPO 法人ボランタリーネイバーズ 理事長

NPO の事業承継について、様々な事例を紹介するセミナーを実施した。最近 NPO 法人の解散相談も増えており、事業や団体の思いの承継について考える機会を作りたく、企画した。実例を交えながら、いくつかのパターンでの承継事例紹介がされたため、参加者の参考にはなったようであった。しかし、事業承継は団体ごとの個別な内容に関する部分が多く、講座では具体的な内容まで踏み込めなかった。必要なテーマだと感

じているが、団体自身が具体的に考えられるよう、内容を絞ったり、個別でのワークを取り入れるなど、実施方法を検討する必要がある。

6. 自分たちの事業から考える SDGs の取り組み方

講師：神田 浩史氏 NPO 法人泉京・垂井 副代表

石橋 常行氏 ひだまりほーむ(株)驚見製材 代表取締役社長

SDGs への取り組み方をテーマにセミナーを実施した。昨年度同様に企業から参加が多く、CSR(企業が果たす社会的責任)やCSV(共通価値の創造)の機会として、SDGs が注目されているようであった。

前半は泉京・垂井の神田氏から、SDGs の背景や企業が SDGs に取り組む際に気を付けることなどを聞いた。後半では、ひだまりほーむの石橋氏から、社内・社外での SDGs の活用事例や企業が具体的に SDGs に取り組むための方法を紹介した。

アンケートでは「SDGs の全体像が分かった」という声があった一方、「世界レベルの話で規模が大きく、具体的なイメージがし辛かった」という声もあった。SDGs は世界の課題と地域の課題がリンクしていることを示していることが特徴でもあるため、身近に感じる工夫を講座以外でも検討していく必要を感じる。

7. 共助組織〈横手モデル〉に学ぶ 支え合いの地域の始め方

講師：八嶋 英樹氏 NPO 法人秋田県南 NPO センター 理事

地域住民が自ら地域の課題を解決する共助組織の立ち上げや運営、共助組織のサポートの方法について、先進事例から学ぶ内容を実施した。

ぎふ NPO・生涯学習プラザで個別の地域課題について関わることは難しいが、市町村の市民活動団体やそれらを支える中間支援組織は、地域の課題に直面している。ぎふ NPO センターの取り組みと関わらせて、地域の課題に取り組む団体とのネットワークづくりが必要であることを感じる。

8. 岐阜県市民活動支援センター交流会 コロナ禍対応について

講師：山口 由美子氏 NPO 法人可児市 NPO 協会 理事長

岐阜県内の市民活動支援センター等中間支援組織を対象とした交流会を実施した。コロナ禍のため、以前と同じ形で市民活動団体の事業が行えなくなっている中、その状況を乗り越えるために各市民活動支援センターが行っている取り組みについて、情報交換を行った。団体の目的を達成するために、事業の実施方法を変えた団体の紹介や様々なツールの紹介など、市民活動団体の支援に繋がるような気付きを得られる場となった。

岐阜県の市民活動支援センターがそれぞれ実施する取り組みの共有を行うことができ、各市民活動支援センターにおいて多様な取り組みが行われていることが分かった。

9. 岐阜県市民活動支援センター交流会 災害時の役割

講師：山室 秀俊氏 NPO 法人長野県 NPO センター 事務局長

災害時の市民活動支援センターの役割をテーマとして、岐阜県及び近隣県の市民活動支援センターを対象とした交流会を実施した。一昨年に

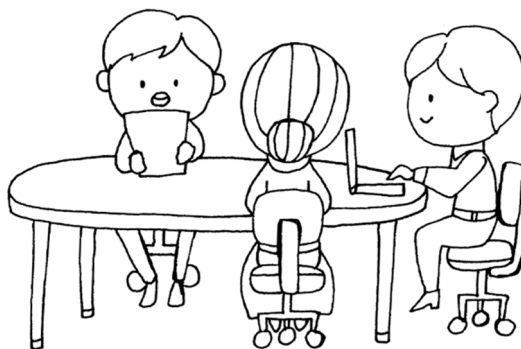
長野県において発災対応を行った講師から、発災時にはどのようなことが起こり、市民活動支援センターはどのような状態になるのか、体験談を聞き、参加者同士で意見交流を行った。

被災地支援を行う市民活動団体の情報共有会議の実施など、発災時の市民活動支援センターが行う役割を学ぶことができた。その他にも現場のコーディネートを行うために自治体や社会福祉協議会との連携など、平時から取り組むことについても考える機会となった。

成果と課題

4・5月のぎふNPO・生涯学習プラザの相談では、ぎふNPOセンターのホームページ等においてコロナ禍での総会の開催方法を掲載したこともあり、総会の開き方の相談やみなし総会に関する質問などが多くあった。また、Zoomなどのビデオ会議の使い方などコロナ禍に対応しようとするNPO等への情報を伝えることができた。プラザが実施するセミナーも全てオンラインであったこともあり、参加希望者にZoomの使い方を伝えるなど、副次的な効果もあった。セミナーの参加者も遠方の参加者や市民活動支援センターのスタッフの参加など、距離によって参加が難しかった人や事業の実施の時間帯と被って参加が難しかった人たちの参加が増え、今まで参加し辛かった人たちの参加に繋がった。しかし、対面で参加可能なセミナーは行えなかったため、参加の機会を減らしてしまった可能性がある。コロナ禍での対面の講座はリスクもあるため、現状ではまだ難しいが、オンラインと対面のハイブリットで開催するなど実施方法についても検討していく必要性を感じる。

ぎふNPO・生涯学習プラザの事業として、市民活動支援センターの交流会を行ない、繋がる機会を作ることができたことは成果であった。中間支援という名称で一まとめにされているが、市民活動団体の支援として行われている事業は多種多様であり、またスタッフ一人ひとりが多様な経験を持っているため、実際に顔を合わせて、それぞれの市民活動支援センターが取り組んでいる事業を知ることができたことは良かった。しかし、ぎふNPO・生涯学習プラザは岐阜県全域を対象とした市民活動支援センターであり、地域で起きている課題により近い場所で接しているのは地域の市民活動支援センターである。地域の課題解決のためのコーディネートなど、地域の市民活動支援センターの動きに付いていけるよう、情報交換や実例などを学んでいく必要を感じる。地域の市民活動支援センターが抱えている課題解決に有用なぎふNPO・生涯学習プラザとなるよう、検討していきたい。



②調査・研究・提案事業 <自主事業>

事業の目的

2020 年 5 月時、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的にイベント中止・延期や施設閉鎖、休校対応等による影響が広がっている状況下において、岐阜県内でも NPO 法人等が実施するさまざまなイベントや研修、セミナーなどが中止・延期され、活動が縮小されていた。

岐阜県内での地域活動や NPO 法人等の活動が停滞することで、NPO 法人等の経営やそこで活動するスタッフへ影響が及ぶことが懸念され、また NPO への影響が、NPO 活動の先にいる、さまざまな制度の挟間で支援の手を必要としている人たちにどれほど影響しているかも憂慮される。

岐阜県内での現況を把握するために緊急のアンケート調査を実施した。

事業の概要

調査対象は岐阜県内の NPO 法人、一般社団法人、その他の公益法人、任意団体とし、4 月 20 日から 5 月 7 日まで WEB フォームを用いて実施し、83 団体から回答を得た。

アンケート項目は「団体活動の参加者・利用者・支援対象者・ステークホルダー」への影響、「団体の利用者・支援対象者」に対して懸念される影響、「組織・事業の運営」に対する影響と、「新型コロナウイルス感染症がもたらす状況に対して、自団体として発揮できる強み」等について問うものとし、選択式、記述式で回答してもらった。

成果と課題

多くの団体および活動に影響が出ている状況が把握でき、結果に基づき、岐阜県に対して「緊急事態宣言中の岐阜県独自の緊急経済支援策等の NPO 法人等への支援措置に関する要望書」として提出すると共に、県内市町村の NPO 担当部局に対してもアンケート結果を送付し、要望書の内容と併せて各自治体全体に共有してもらうよう依頼した。

アンケート結果についてはホームページでも公開し、多くの方に現状を把握してもらうことができた。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、更なる分析や追加調査などを進める必要があると考えている。



③「NPO 法人設立講座」「NPO 法人運営講座」開催事業 <自主事業>

事業の目的

NPO 法人設立講座は、「NPO 法人」の概要や NPO 法の説明、設立申請の方法について説明し、NPO 法人についての理解を広め、活動参加を行うことを目的に講座を行った。

NPO 法人運営講座は、設立後の登記や日常業務等について説明し、NPO 法人設立後の流れについて学んだり、法人に新しく入った職員が NPO 法人制度について学ぶことを目的に講座を行った。

事業の概要**【NPO 法人設立講座】**

NPO 法人設立講座は、「NPO」とは何か、法人格を取得するメリットと責務の説明、NPO 法人の設立方法などについて講座を行った。

【NPO 法人運営講座】

NPO 法人運営講座では、NPO 法人設立後に行う法務局への登記や税務署等への各種届け出について、所轄庁に提出する報告書の書き方などについて講座を行った。

設立講座で使っているブックレットを、現在の法律に合わせたり、非営利の市民活動を行う法人格として選択されることが増えてきた一般社団法人の説明などを追加したり、改訂作業を進めている。ブックレットに関しては後述の「ぎふ NPO センターブックレット作成事業」に記載した。

成果と課題

2020 年度の設立講座や運営講座は新型コロナウイルスの影響もあり、申込みのキャンセルが多かった。Zoom を使うなど実施する方法はあるため、資料の送付や決済方法などを検討して実施体制を整えたい。NPO 法人設立の相談は増加しているため、NPO 法人の設立の検討材料となるようなブックレットの作成をしていきたい。

また、一般社団法人の運営課題など、他の市民活動支援センターの話や一般社団法人を運営している人からの声から分かってきたこともあり、一般社団法人を検討する上で、伝えるべきことも出てきた。NPO 法人を増やすことが目的では無いため、市民活動を行うための選択肢として、実際に活動する人が選びやすいよう、伝えられる内容にしていきたい。



④「NPO 法人会計講座」開催事業 <自主事業>

事業の目的 NPO 法人に必要な会計の実務に関する講座等を開催し、NPO・ボランティア団体の運営実務のスキルアップを図る

事業の概要 会計実務のサポートを行った。会計ソフト「ソリマチ会計王 NPO 法人スタイル」の使い方やソフトの設定などを行った。ソフトの導入後の電話相談には、随時対応した。

成果と課題 2020 年度は新型コロナウイルスの影響があり、会計講座を実施できなかった。実際に演習等を行いながら、会計実務を学ぶ内容を 2 日間かけて実施してきていたため、Zoom 等を用いたオンライン開催の場合にそのまま行えるか検討する必要性を感じる。オンラインの場合、2 時間以上の講座は参加者の負担も大きいようである。オンラインのメリットとして、距離に関係なく参加が可能であるため、より多くの人へ届けられる可能性がある。講座の内容を含めて検討していきたい。

また、簿記の基礎や決算書類の確認、会計ソフトの問合せなど、例年と変わらず相談がある。特に設立初年度の団体などは手探りの状態で行っている所も多く、丁寧なサポートが必要だと感じる。講座に限らず、会計について学ぶ内容を実施できるよう、考えていきたい。



⑤専門相談・講師等派遣事業 <自主事業>

事業の目的 NPO に関する理解を深めることや地域課題解決の担い手づくりなど、地域で活躍するさまざまな主体を支援していくため、日常的に法人手続きや会計等の専門的な相談に対応すると共に、講座等の講師を派遣する。

事業の概要 <多治見市市民活動交流支援センター ぽると多治見 NPO 相談>
相談会回数：10 回

<社会福祉協議会職員向け ZOOM の使い方セミナー>

2020 年 7 月 31 日 岐阜県社会福祉協議会主催

講師：野尻 智周

<とうしん地域活力研究所 NPO セミナー>

2020 年 9 月 24 日 東濃信用金庫主催

講師：野尻 智周

<東濃信用金庫 職員向け ZOOM の使い方セミナー>

2020 年 10 月 19 日 東濃信用金庫主催

講師：野尻 智周

<岐南町社会福祉協議会 ボランティアスタッフ企画づくり講座>

2020 年 11 月 6 日、20 日、12 月 4 日 岐南町社会福祉協議会主催

講師：野尻 智周

<安八町社会福祉協議会ボランティアネットワークづくり交流会>

2020 年 9 月 24 日 安八町社会福祉協議会主催

講師：箆橋 文子

<岐阜市ボランティア入門講座>

2020 年 10 月 29 日 岐阜市社会福祉協議会主催

講師：箆橋 文子

<各務原市まちづくり参加セミナー>

2020 年 11 月 4 日 各務原市主催

講師：箆橋 文子

<可児市防災ネットワーク会議伴走支援>

2020 年 7 月 25 日 7 月 31 日 9 月 1 日 10 月 5 日 2 月 16 日

アドバイザー：箆橋 文子

成果と課題 NPO やボランティアに関する理解を深める内容だけでなく、資金の獲得に関する内容など、さまざまな依頼があった

今後も NPO のあるべき姿や運営支援、政策提言など、ぎふ NPO センターとして蓄積しているさまざまな情報、ノウハウを生かしながら、NPO を取り巻く環境と関連し、内容を充実させていきたい。

ぎふ NPO センターのミッションや事業計画に合わせた内容で地域の担い手育成に関する講座講師の派遣を行っていく。

⑥生涯学習情報提供事業 <岐阜県委託事業>

事業の目的 生涯学習情報のホームページによる情報提供を行い、市民が生涯学習に触れる機会を作り、地域づくりに関わる生涯学習団体の支援を行う。

事業の概要 市民からの岐阜県が実施する生涯学習の指導者情報への問合せや指導者との仲介をぎふ NPO・生涯学習プラザの事業として行った。

成果と課題 岐阜県の生涯学習の指導者やグループの紹介を行った。相談者からの要望に合致する指導者がデータベースに無い場合は、内容を聞き取り、適切だと思われる人を紹介した。

市民活動として生涯学習を行っている団体も多くある。被災時にも避難所でレクリエーションを実施したり、読み聞かせを行ったりといった事例もあるため、生涯学習を行う団体にもセミナーの案内を送るなど、ぎふ NPO・生涯学習プラザと生涯学習団体が繋がる機会を増やしていきたい。



⑦災害にも強い地域づくりに向けた調査及びスキーム構築事業(継続)

<2019 年度「赤い羽根福祉基金」助成金事業(継続)>

事業の目的

本事業では、災害ボランティアセンターを軸にした災害支援ではなく、災害前の地域づくりから災害時、災害後の復興までの継続した支援を、地元主体で行えるようにするため、全国での先進事例を調査するとともに、そのような事例を生かし、地域におけるステークホルダーが、災害支援をテーマに平時からの地域づくりを考えることができるためのスキームを構築し、「災害にも強い地域づくり」を目指すことを目的とした。

事業の概要

事業の目的達成のために、2019 年度よりアンケートやヒアリングによる調査、先進事例調査、ステークホルダーミーティング、パイロット研修、アドバイザー会議などを実施してきた。

その集大成として、3 月にフォーラム実施を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大により開催時期の延期から中止にせざるを得なくなってしまった。

また、コロナ禍により様々な事業実施が不可能となったため、赤い羽根福祉基金の事務局である中央共同募金会より、事業の終了を 2020 年の 12 月まで延長するとの通達が出された。

そのため、フォーラムの開催の代わりに、本事業で得た知見を動画配信という形で広く周知することとした。

事業内容

「災害にも強い地域づくりのために ～災害時に起こる事、私たちにできること～」動画制作

第一章 被災地の実態とは 前編

第二章 被災地の実態とは 後編

第三章 令和 2 年 7 月豪雨における県内被災地での動き

第四章 支援拠点について

合計 4 本の動画を作成した。

本事業のアドバイザーである、にいがた災害ボランティアネットワーク代表の李仁鉄氏の基調講演、下呂市社会福祉協議会と高山市社会福祉協議会に令和 2 年 7 月豪雨の際の状況や日頃からの取り組みについての実践報告、山田建設の社長の山田氏や、本事業のアドバイザーでもある全岐阜県生活協同組合連合会の佐藤氏からのメッセージ、岐阜県災害ボランティアコーディネーターからのコメントを、それぞれのテーマに合わせて構成した。

成果と課題

1) 成果

今回、動画作成にあたり下呂市社協と高山市社協に対してヒアリングを行ったが、表にはあまり出せない災害時に起きたトラブルなどについても話を聞くことができ、災害現場の実態を知ることができた。

また、企業の方とお話をさせていただくことで、企業側が災害支援についてどのように考えているかについても知ることができた。

作成した動画について、中央共同募金会や全社協からも宣伝してもらったこともあり、他県からの「職場内研修でこのビデオを題材に使いたい」といった依頼や、県内の市町村社協からの「このビデオを使った研修を行ってほしい」といった依頼もきた。

今回作成した動画は、本編の中で解決策までを示すのではなく、課題を投げかけ、その答えは視聴者自身が考えるという構成にしてあるため、研修で題材として使いたいという依頼があったことにより、こちらの意図が伝わる動画になっていると確信することができた。

また、コロナ禍において集合型の研修が難しくなっている中、いつでも誰でもどこでも見られる動画は、広く様々な形で災害支援について知ってもらうツールとしては大変有効である。

特に、李氏を講師として招きたいと思っても、予算的に旅費や謝金がネックになって招くことができなかった市町村社協にとって、今回の動画で李氏の基調講演が聞けるということは、大きなメリットでもあると考えられる。

2)課題

動画を題材にした研修を実施する場合、コロナ禍の関係で対面でのグループワークなどができにくい状況にある。

また、動画配信などもパソコンを使い慣れた人であればすぐに視聴することもできるが、情報弱者である高齢者などには利用しづらい部分も多分にあるように感じる。

オンラインとオフラインをうまく両立させながら、情報弱者である高齢者や外国人にも災害に関する様々な情報伝達ができるよう、今後も工夫していく必要はあると考える。



⑧Happy ぼうさいプロジェクト連携事業 ＜特定非営利活動法人ふくおか NPO センターとの共同事業＞

事業の目的 これまでにない切り口での防災の取り組みをすすめ、多様な住民との接点を作ることを目的とする。特に既存の防災の取り組みに関わり得ていない住民層(サイレントマジョリティ、サイレントマイノリティ)に近づき、既存の防災の取り組みをブラッシュアップすることとする。

事業の概要 サイレント層に重きを置いた防災・減災のためのプログラムであり、「防災」の取り組みを推進する立場にある関係者と共に、「災害発生時の支援機会に最も疎遠になりがちな各種サイレント層を踏まえた実証実験」「各種サイレント層に係る支援機関への訪問ヒアリング調査」「地域別プラットフォーム構築」「ノウハウの取りまとめ及び報告会の開催」を4つの柱立てとした事業である。

今回、その中の「災害発生時の支援機会に最も疎遠になりがちな各種サイレント層を踏まえた実証実験」として、垂井町でオンラインセミナーを実施した。

事業内容 垂井町東地区の自治会を中心とした「なまずの会」のメンバーを中心に準備を進め、行政、社協、議員など、地域の様々なセクターの方々の参加で、Happy ぼうさいプロジェクトオンラインセミナーを実施した。

本プロジェクトの主催者である、ふくおか NPO センターの古賀氏と、九州防災パートナーズの藤澤氏より、学校を巻き込んだ防災イベントや、全国各地における様々な事例報告をしていただき、参加者との意見交換を行った。

成果と課題

1) 成果

今回、コロナ禍でもあり対面集合型での実施が難しくなったため、オンラインでの開催となったが、そもそも参加者の多くはネットに疎い高齢者であった。

そのため、セミナー開催の前に、2回の「zoom 体験講座」を行い、zoom 機能について学んでからのセミナー参加となった。

初めは四苦八苦していた参加者の皆さんが、体験講座を通して zoom を使う事に楽しさを見出し、セミナーの成功を機に自分達の今後の活動についても、積極的に zoom などを活用していきたいという意欲が見られた。

また、今回のセミナーは、オンラインということもあり参加のしやすさがあったため、地域の様々なステークホルダーの参加があり、大変有意義な意見交換の場にもなった。

今回のセミナーでの様々な事例を知ることで、今後の垂井町での防災の取り組みについての今後の事業計画にもそれらを反映することができた。

2) 課題

今回、垂井町の東地区の自治会を中心にセミナーを開催したが、垂井町ではそれぞれの地区で防災への取り組みがされている。

ただ、横のつながりはほとんど無いため、今後はこうしたセミナーなど

も垂井町の全地域に声掛けをし、一緒にセミナーを受けるなどしながら、垂井町全体としての防災の取り組みを高めていけると良いと感じた。

また、これを「垂井モデル」として県内の他市町村にも広めて行けると良いと感じている。

セミナーの中で、行政や社協、議員といった様々なところから出てくる在住外国人の数が違っており、それぞれのセクターで把握している外国人といったカテゴリーの基準が違っていても浮き彫りになってきた。

また、社協からは、コロナ禍による貸付を行う中で、町内に多くの外国人がいるということが初めて分かってきたという発言もあった。

こうしたそれぞれのセクターが抱える課題を、地域のステークホルダーが集まる場で共有することは大切なことであり、こうした機会を今後増やしていく必要があると感じた。



⑨岐阜県災害ボランティアコーディネーター派遣事業 <岐阜県社会福祉協議会委嘱>

事業の目的 「連携会議等」設置に係るコーディネート

事業の概要 市町村の連絡調整会議の設置に向けた指導・助言

事業内容 「連絡会議等」の設置に向けて、構成機関及び団体等の選定にあたっての支援や連携会議の当初会議におけるコーディネートなど

- ・岐阜県災害ボランティア支援職員スキルアップ研修参加(2回)
- ・5圏域における行政・社協・NPOとの意見交換会参加(5回)
- ・各務原市災害ボランティア連絡調整会議立ち上げ伴走(野尻)
- ・関市災害ボランティア連絡調整会議立ち上げ伴走(竜橋)

成果と課題 1) 成果

5圏域における意見交換会などを通し、ぎふNPOセンターの存在や、災害時の役割などについて、県内の市町村行政や社協に認知してもらうことができた。

その結果、災害ボランティア連絡調整会議の立ち上げなどについての伴走依頼などにもつながった。

また、県内コーディネーター同士でSNSを使った情報共有などを行う事で、県内での災害支援コーディネートについての共通の認識を持つことができた。

2) 課題

県や県社協が行うコーディネーター向けの研修の内容が、本来の災害支援に係るコーディネーションに沿ったもので無いため、コーディネーターとして気を付けなければならないことや、災害時にどのようなトラブルが起こり、そこに対してコーディネーターがどのように動けばよいのかといった部分について知る機会がほとんどない。

我々コーディネーターが本当に必要としている研修内容にしてもらえよう、県や県社協に対して提言し続けなければならないと感じている。



⑩岐阜県災害時ロードマップ作成事業 <岐阜県社会福祉協議会委託>

- 事業の目的** 被災した家屋の復旧に向けた一般的な手順書を作成する
- 事業の概要** 水害発生時の災害ボランティア活動の手引き書の概要について、ボランティア活動の留意事項等を簡単にまとめたリーフレットを作成した。
- 成果と課題** 岐阜県および岐阜県社会福祉協議会とともに災害ボランティアの手順を検討することで、さまざまな観点からの意見交換を実施することができた。成果物としてのリーフレットは災害発生時に配布すると共に、ホームページ等に掲載することでボランティア参加者の「事前学習資料」として役立ててもらうことにもつながる。

⑪with コロナに対応するためのスキルアップ研修業務 <岐阜市委託>

- 事業の目的** 岐阜市における協働のまちづくりにおいて重要な役割を果たしている NPO だが、新型コロナウイルス感染症の影響で、その多くが活動休止や縮小を余儀なくされている。そのような状況下でも柔軟に対応できる活動が展開できるように NPO が持つべき基本スキルを身につけることを目的として研修を実施した。
- 事業の概要**
- (1)「オンライン会議の開き方・オンラインツールの使い方」研修
 - ・Zoom を始めとするオンラインミーティングツールの使い方や有用性、注意点などを学ぶ研修。
 - ・研修対象は、NPO、自治会、まちづくり協議会、公民館スタッフ。
 - ・全体研修 1 回、公民館ブロック別研修 5 回を実施。
 - (2)「団体の事業を見直す」研修
 - ・ロジックモデル等を活用し、自団体の目指すべき姿や実施すべき事業を見直す研修。
 - ・研修対象は、NPO。
 - (3)「NPO にとっての成果・評価を考える」研修
 - ・様々な組織に求められている成果や評価の基本を学ぶ研修。
 - ・研修対象は、NPO。
- 成果と課題** NPO のみならず、さまざまな立ち場でまちづくりに関わる方にとって有益なツールである Zoom の使い方を学ぶ機会を提供できた。また、今だからこそできる団体や事業の見直しについて考えてもらうきっかけも提供できた。参加した団体の中には、助成金事業報告会においてロジックモデル等を用いて成果を報告した事例も見られた。

⑫男女共同参画推進サポーター交流会運営業務 <岐阜県委託>

- 事業の目的** 男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」)を対象に、コロナ禍での男女共同参画の現状を学ぶ講座を実施するとともに、サポーター同士の意見交換・ネットワーク作りを通じ、地域での男女共同参画に係る普及啓発活動を推進することを目的として実施する同事業のオンライン開催をサポートした。
- 事業の概要** 3月12日にオンライン(Zoom)で開催する同事業について、講演およびグループワークでの交流、オンラインアンケート等が円滑に実施できるよう、企画内容へのアドバイス、オンラインツール利用のための資料作成、オンラインミーティングルームの準備、当日運営についてサポートした。
- 成果と課題** 交流会当日は、Zoomのアンケート機能、チャット機能、ブレイクアウトルーム機能等を用い、対面での交流ができない状況においてもさまざまな意見交換等が行える場を提供することができた。
一方で、まだまだオンラインツールに習熟できていないさまざまなNPO等が存在しており、今後もオンラインツールの利活用の方法について周知を図っていく必要がある。

⑬岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート <自主事業>

- 事業の目的** 岐阜県内で実施される首長選挙(県知事および市町村長選挙)の立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状をお送りし、その回答を公開することで、行政、市民双方の協働のまちづくりのへの意識を醸成する。
- 事業の概要** 2020年度において、岐阜県内では下呂市、富加町、岐南町、揖斐川町、恵那市、羽島市、岐阜県、関ヶ原町および七宗町(選挙日順)で首長選挙が実施された。本事業は年度途中で企画を開始したため、このうち羽島市以降の選挙において質問状の送付と回答の公開を行った。回答の公開はホームページに掲載したほか、岐阜県知事選では記者発表も行った。
- 成果と課題** 公開質問状の送付と回答の公開は2020年度途中から開始したものであり、広く周知されていないため、その反応も一部からに留まった。この取り組みは2021年度も継続して実施しており、行政、市民がともに協働のまちづくりに関して考える素材として認知されるように努めていく。

⑭NPO の活動拠点等提供事業 <自主事業>

事業の目的 多くの NPO にとって共通する課題である作業環境の不足を補完する。

事業の概要

- ・印刷機の利用(有料)
- ・紙折機の利用(無料)
- ・会議スペースの提供(プラザ事業として実施)

成果と課題 印刷機の利用についてはのべ 23 団体であった。岐阜市内には別の施設に無料で利用可能な印刷機も用意されている(条件および制限等あり、紙は持ち込み)ことも考慮しながら、さまざまな相談機能と本事業の連携も考え合わせるなど、今後もさまざまな状況にある NPO にとって必要なインキュベーション機能について検討し、必要な支援について実施していく。

⑮ぎふ NPO センターブックレット作成事業 <自主事業>

事業の目的 NPO 法人の理解促進および法人設立を検討する人たちの支援につながる内容をまとめたブックレットを作成する。

事業の概要 第 2 版まで作成してきたブックレットについて、法や制度の変更に対応し、これからの NPO のあるべき姿などを示した新たな版を作成する。

成果と課題 必要な情報を収集し、準備を進めているものの、情報収集や取りまとめ、またそれらの整合性に関する精査に多くの時間がかかっている。分野ごとの NPO からの情報もまとめ、2020 年度の早い段階で出版を予定している。



※ブックレットは無事に完成いたしました。
ぎふNPOセンターで販売中です！

特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター

Ⅱ.2020 年度 決算報告

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	150,000	
個人賛助会員受取会費	30,000	
団体会員受取会費	126,000	306,000
【受取寄付金】		
受取一般寄付金		13,000
【受取助成金等】		
受取助成金	2,116,620	
赤い羽根福祉基金	(2,000,000)	
コロナ関連	(116,620)	
受取委託金	61,340,876	
PS岐阜市事業	(40,346,756)	
プラザ運営事業	(12,281,808)	
多機関協働事業	(6,858,233)	
HAPPYぼうさいプロジェクト	(465,000)	
岐阜市スキルアップ研修事業	(900,000)	
災害時ロードマップ作成	(399,080)	
男女共同参画サロ-ン交流会運営	(89,999)	63,457,496
【事業収益】		
講師派遣事業収益	549,276	
講師代	(537,184)	
交通費	(12,092)	
ブックレット発行事業収益	7,000	
ブックレット代	(7,000)	
専門相談事業収益	33,596	
資料代	(1,000)	
会計サポート代	(22,000)	
会計ソフト代収益	(6,600)	
交通費分	(3,996)	
活動拠点提供事業収益	137,615	
印刷代	(136,815)	
紙代	(800)	727,487
【その他収益】		
受取 利息	120	
雑 収 益	296,324	296,444
経常収益 計		64,800,427
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給与手当(事業)	41,619,525	
通 勤 費(事業)	1,542,405	
法定福利費(事業)	6,671,362	
福利厚生費(事業)	91,687	
人件費計	49,924,979	
(その他経費)		
報償費・謝金(事業)	2,951,682	
旅費交通費(事業)	409,926	
通信運搬費(事業)	1,355,581	
印刷製本費(事業)	207,104	
消耗品費(事業)	605,559	
会 場 費(事業)	12,110	
賃 借 料(事業)	1,528,175	
委 託 費(事業)	498,050	
研 修 費(事業)	51,600	
会 議 費(事業)	53,411	
車 両 費(事業)	730,080	
燃 料 費(事業)	35,378	
水道光熱費(事業)	9,794	
保 険 料(事業)	69,959	
諸 会 費(事業)	33,000	
租 税 公 課(事業)	4,535,700	
印紙代等	(21,400)	
消費税	(4,514,300)	
その他経費計	13,087,109	
事業費 計		63,012,088

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 りふNPOセンター

自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日

【管理費】			
(人件費)			
職員給与	772,758		
通勤費	13,272		
法定福利費	157,945		
福利厚生費	30,445		
人件費計	974,420		
(その他経費)			
報償費・謝金	83,854		
旅費交通費	97,391		
通信費	30,909		
賃借料	40,888		
事務所管理費	5,000		
事務所消耗品費	31,178		
租税公課	57,950		
均等割	(54,000)		
印紙税	(3,950)		
印刷費	47,672		
渉外費	46,415		
他団体会費	(38,000)		
その他	(8,415)		
雑費	549		
諸会費	1,375		
リース料	54,805		
複合機	(24,771)		
印刷機	(30,034)		
その他経費計	497,986		
管理費計		1,472,406	
経常費用計			64,484,494
当期経常増減額			315,933
【経常外収益】			
経常外収益計			0
【経常外費用】			
過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			315,933
当期正味財産増減額			315,933
前期繰越正味財産額			8,485,755
次期繰越正味財産額			8,801,688

事業費及び管理費の内訳
特定非営利活動法人 きふNPOセンター
2021年3月31日現在

科目	新事業	ブックレット発行事業	専門相談	活動拠点提供事業	PS岐阜市事業	岐阜市多機能協働事業	フタバ事業	災害にも強い地域づくり事業	スキルアップ研修事業（岐阜市）	Happyばうさいプロジェクト	災害支援関連事業	災害時ロードマップ作成事業	男女共同参画サイクル交流推進事業	フタバサイクル協働事業	ハチドリ基金運営事業	政策提言事業	子ども・若者支援ネット事業	情報発信事業	事業部門	管理部門	合計
（経常収益）																					
受取会費																				306,000	306,000
受取寄付金																				13,000	13,000
事業収益	549,276	7,000	33,596	137,615	116,620	6,858,233	12,281,808	2,000,000	900,000	465,000		399,080	89,999						2,116,620	2,116,620	
受取助成金					40,346,756														61,340,876	61,340,876	
受取委託金																			0	0	0
受取補助金																			120	120	120
受取利息					296,324														296,324	296,324	296,324
雑収益																					
経常収益計	549,276	7,000	33,596	137,615	40,759,700	6,858,233	12,281,808	2,000,000	900,000	465,000	0	399,080	89,999	0	0	0	0	0	64,481,307	319,120	64,800,427
（人件費）																					
給与手当	54,263	60,000	3,319	13,595	28,500,935	3,692,094	7,392,031	884,325	401,690	358,717		219,666	8,890		30,000				41,619,525	772,758	42,392,283
通勤費	2,440		149	611	1,148,428	149,162	199,024	21,370	10,935	9,002		884	400						1,542,405	13,272	1,555,677
法定福利費	58,132		3,556	14,564	4,884,720	928,066	553,585	129,146	57,518	11,481		21,069	9,525						6,829,307	157,945	6,987,252
福利厚生費	712		44	178	66,758	14,407	6,784	1,583	705	141		258	117						91,687	30,445	122,132
人件費計	115,547	60,000	7,068	28,948	34,600,841	4,783,729	8,151,424	1,036,424	470,848	379,341	0	241,877	18,932	0	30,000	0	0	0	49,924,979	974,420	50,899,399
（その他経費）																					
報償費・謝金	184,723	29,668	3,447	656	518,016	753,625	723,000	211,259	255,000	7,861	59,024	120,948	30,057	49,724	2,069	2,605			2,951,682	83,854	3,035,536
旅費交通費	54,462	7,992	10,412	109,736	109,736	47,842	50,550	94,738	3,901	4,699	13,320	1,480		10,804					409,926	97,391	507,317
通信運搬費	1,967	25	1,880	493	321,405	67,266	845,223	96,680	3,223	1,665		10,043	652			5,059			1,355,581	30,909	1,386,490
印刷製本費							199,524	7,580											207,104	47,672	254,776
印刷費																					0
消耗品費				28,160	60,558	52,016	422,939	30,382	10,869			635							605,559		605,559
会場費							6,720	5,390											12,110		12,110
賃借料	2,572	33	157	644	414,000	529,915	192,950	9,365	4,215	2,178		1,869	421		100,660				1,258,980	40,888	1,299,868
事務所管理費																			5,000	5,000	5,000
事務所消耗品費																			31,178	31,178	31,178
リース料	2,760	35	168	692	150,000	34,461	61,713	10,050	4,522	2,337		2,005	452						269,195	54,805	324,000
広報費																			498,050		498,050
委託費																			51,600		51,600
研修費																			53,411		53,411
会議費																			730,080		730,080
車両費																			35,378		35,378
燃料費																			9,794		9,794
水道光熱費																			69,959		69,959
保険料																					
渉外費																					
雑費																					
諸会費																			33,000		33,000
租税公課																			21,400		21,400
印紙代	200	161	770	3,169	600	360,920	20,000	46,053	200	200		200	2,071						4,514,300	54,000	4,568,300
消費税均等割	12,648				3,128,417		919,471														
その他経費計	259,332	37,914	49,834	33,814	5,579,045	1,855,839	3,489,175	1,020,408	302,654	29,647	72,344	146,369	33,653	66,688	102,729	7,664	0	0	23,087,109	497,986	23,585,095
経常費用合計	374,879	97,914	56,902	62,762	40,179,886	6,638,568	11,640,599	2,056,832	773,502	408,988	72,344	388,246	52,585	66,688	132,729	7,664	0	0	63,012,088	1,472,406	64,484,494

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所[税込] (単位: 円)
2021年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	6,423,769
現 金	154,442	前 受 金	104,000
小口 現金	86,523	預 り 金	25,779
普通預金	12,474,783	未払消費税	2,272,900
現金・預金 計	12,715,748	流動負債 計	8,826,448
(売上債権)		負債合計	8,826,448
未 収 金	2,098,317	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	2,098,317	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	8,485,755
前 払 金	3,740	当期正味財産増減額	315,933
その他流動資産 計	3,740	正味財産 計	8,801,688
流動資産合計	14,817,805	正味財産合計	8,801,688
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器 備品	2		
有形固定資産 計	2		
(投資その他の資産)			
特定預金 1	192,432		
特定預金 2	2,467,897		
出 資 金	150,000		
投資その他の資産 計	2,810,329		
固定資産合計	2,810,331		
資産合計	17,628,136	負債及び正味財産合計	17,628,136

財 産 目 録

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所[税込] (単位: 円)
2021年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	154,442
シンクタンク	(154,442)
小口 現金	86,523
PS岐阜	(11,547)
センター用	(25,118)
プラザ用	(49,858)
普通預金	12,474,783
ゆうちょ銀行	(90,068)
郵便振替	(137,160)
十六銀行 県庁支店	(4,877,030)
十六銀行 別口1	(7,243,385)
大垣共立 ふれあい	(4,669)
十六PS岐阜	(122,471)
現金・預金 計	12,715,748

(売上債権)

未 収 金	2,098,317
未収会費	(30,000)
その他	(381,510)
プラザ事業	(681,808)
講師派遣	(15,000)
岐阜市 スキルアップ研修事業	(900,000)
男女共同参画センター交流会運営	(89,999)
売上債権 計	2,098,317

(その他流動資産)

前 払 金	3,740
プラザ	(3,740)
その他流動資産 計	3,740

流動資産合計

14,817,805

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品	2
有形固定資産 計	2

(投資その他の資産)

特定預金1	192,432
特定預金2	2,467,897
出 資 金	150,000
momo出資金	(150,000)
投資その他の資産 計	2,810,329

固定資産合計

2,810,331

資産の部 合計

17,628,136

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	6,423,769
各種保険	(43,240)
事業経費	(4,215,688)
管 理 費	(1,958,708)
その他	(174,198)
ゆうメール	(31,935)
前 受 金	104,000
会 費	(4,000)
講師代	(100,000)
預 り 金	25,779
報酬源泉	(20,674)
給与源泉 (税理士報)	(5,105)
未払消費税	2,272,900

流動負債 計

8,826,448

負債の部 合計

8,826,448

正味財産

8,801,688

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

2021年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸については、該当資産がない事から評価しません。

(2). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法で償却します。

無形固定資産については償却をしません。

(3). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式で行い、税額の計算は本則主義によっています。

【事業費の内訳】

事業費の区分は別紙の通りです。

【固定資産の増減内訳】

〔税込〕（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
什器備品(エアコン)	100,000	0	0	100,000	99,999	1
什器備品(紙折り機)	210,000	0	0	210,000	209,999	1
合計	310,000	0	0	310,000	309,998	2

【使途等が制約された資産の内訳】

当法人の正味財産は8,801,688円ですが、このうち2,660,329円は目的が決まっていますので、使途が制約されていない正味財産は6,141,359円です。

〔税込〕（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
特定預金1	692,425	7	500,000	192,432	
特定預金2	2,467,875	22	0	2,467,897	
合計				2,660,329	

特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター

Ⅲ.2021 年度 事業報告

1. ぎふNPOセンターの運営に関する計画

(1) 通常総会 開催日時： 2021 年 6 月 13 日（月・祝） 13：00～14：00
会 場： オンライン開催

(2) 理事会 月 1 回開催（毎月第 2 月曜日 19:00～21：00 予定）
於： ぎふ NPO センター

(3) 役員・フェロー
(五十音順)

理事 野村 典博（理事長）
北村 隆幸、中川 健史（副理事長）
原 美智子（専務理事）
浅野 芳治、有田 朗、市来 圭、神田 浩史
梶浦 良子、野尻 智周（事務局長）、山田 朋子
監事 各務 克郎
フェロー 岩間 誠、大澤 泰一、岸 智津子、駒宮 博男、
澁澤 寿一、徳村 稔、中嶋 幸雄、林 宏澄
廣瀬 康之、渡辺 成洋、和田 信明

(4) 事業実施体制 【職員】 13 人（常勤 10 人、非常勤 3 人）
理事会の協議を受けて、活動の企画、実施、及び業務全般を担う。

【業務時間】

①ぎふ NPO センター事務局	平日 9：00～18：00 (土日祝・年末年始 閉所)
②ぎふ NPO・生涯学習プラザ	9：00～18：00 (年末年始・OKBふれあい会館 休館日 閉所)

(5) 情報発信

メーリングリスト、ホームページ、及びフェイスブック等の媒体を通じ、ぎふ NPO センターの活動に係る情報やメッセージを広く発信していくとともに、岐阜県内の NPO・ボランティア等の活動にとって役立つ情報の発信ツールとしても活用していく。

- ・ 「ぎふ NPO センターだより」（メーリングリスト）の発行
- ・ ぎふ NPO センター ホームページ
<http://gifu-npocenter.org/>
- ・ ぎふ NPO センター フェイスブック
<https://www.facebook.com/gifu.npocenter>

2. ぎふNPOセンターの事業に関する計画

(1) 2021 年度(2021 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)事業計画

分類	実施事業	事業内容
① 地域再生と自立（自律・自率）、より広い社会との連携	社会包摂関連提案事業	誰一人取り残さない地域づくりに向け、さまざまな機関、団体と連携していくための提案を行っていく。 (特記すべき事業別記 i および ii)
	NPO 法人ぎふハチドリ基金 運営支援事業	市民ファンドの運営を人的に支援する。 ※②の活動にもまたがる！ (特記すべき事業別記 iii)
	「子ども・若者支援ネットワーク 岐阜」事業運営業務	困難を有する子ども・若者とその家族を包括的に支援する地域ネットワークによる定例会議の開催
	ぎふ学生ボランティア情報提供事業	県内の学生への、ボランティア・地域活動等の情報発信
	岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業	ファミサポ運営団体及び行政の情報・意見交換のための会議運営
	政策提言事業	NPO がより活動しやすい環境づくりに資するための政策提言等の実施 ※②の活動にもまたがる！ (特記すべき事業別記 ii)
② NPO の活動環境整備と後方支援、NPO セクターの成長	ぎふ NPO・生涯学習プラザ事業	a) NPO の設立・運営に関する相談対応、ボランティア等のマッチング、情報提供、イベント開催等 b) 「NPO の組織基盤強化」のための調査、セミナー(専門家によるレクチャー等意見交換)等の実施 (特記すべき事業別記 iv)
	調査・研究・提案事業	a) 県内 NPO 法人の財政分析及び経年変化の分析等を実施する。 b) 県内市町村の協働への取り組み状況について調査を行う。 c) 市町村の中間支援機能があるところへのノウハウ提供と共同の提案を行う。 d) 市町村に NPO 等や市民活動団体等を応援する部署がない場合、その必要性と守値の掘り起こし等を実施する。 e) コロナ禍が NPO やその活動および活動の先にいる人々や状況に与える影響を調査、分析し、必要な事柄について検討する。
	講座開催事業 -人材育成・NPO 法人設立運営 ・会計講座-	自治体職員向け講座、NPO 人材育成講座、NPO 法人設立講座、NPO 法人運営講座、会計しっかりマスター講座、会計実務サポート (特記すべき事業別記 v)
	講師等派遣事業	講師、相談員等の派遣

生涯学習情報提供事業	課題解決型生涯学習団体の情報を提供することで、地域づくりに資する。
災害にも強い地域づくり事業	災害時にも発揮できる地域力の醸成を目指す。 また災害支援に関連して人材育成等を行う。 (特記すべき事業別記 ii)
NPO の活動拠点の提供事業	NPO に不足している、インキュベート機能を補完する。
ぎふ NPO センターブックレット 作成事業	設立講座等に用いてきたブックレットについて、NPO セクターの現在的視点を盛り込んだ改訂版として作成する。

(2) 2021 年度の特記すべき事業

i) 社会包摂関連提案事業

事業の方向性

2015 年から受託し、2018 年からは岐阜市社会福祉協議会との共同事業体を構築して取り組んできた「生活困窮者自立支援法」に基づく岐阜市の相談支援事業も、2021 年 3 月で受託者としての任を終えることとなった。ぎふ NPO センターとして行ってきた「地域づくり」「共生社会の実現」に向けた取り組みも 1 つの区切りを迎えることとなったが、今後もこの方面での取り組みにおいて当法人が果たす役割は大きいと考えている。地域づくりではさまざまな地域、団体との連絡・連携が不可欠であり、「つなぐ役割」「伝える役割」などを果たしながら、多くの主体と共に歩み「誰一人取り残さない地域づくり」の更なる推進に努めていきたい。



ii) 政策提言事業

- 事業の目的** 本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くのNPOなどが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。
- 事業の概要**
- ①伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を図る。
 - ②生活困窮者自立支援法の改定を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。また多機関が協働しうるネットワーク構築にも寄与していく。
 - ③NPOの主務機関が岐阜県から権限委譲で市町村に移っていく状況下で、その指導・監督方針を、市町村行政と協議し、NPO等の活動環境改善に向けて政策提言していく。
 - ④中間支援センターが各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPOへの支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。
- 【成果目標】行政の担当者が交流する機会を今年度中に設け、3自治体での事業検討を目指す。
- ⑤昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。
- 【成果目標】各NPOが災害時に果たし得る役割を認識できている状態を目指し、災害支援ネットワークにおいて中間支援の役割を果たしていく。
- ⑥岐阜県内で実施される首長選挙（県知事および市町村長選挙）立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状をお送りし、行政、市民双方の協働のまちづくりのへの意識を醸成する。

iii) 「NPO法人ぎふハチドリ基金」運営支援事業

- 事業の目的** 2018年2月に法人として新たな一歩を踏み出した「ぎふハチドリ基金」は、2020年3月に税制優遇が受けられる「認定NPO法人」になった。今後とも組織としての安定を目指し、主に人的支援等の運営支援を行う。
- 事業の概要**
- (1)「認定NPO法人」に対する組織支援
 - ・法人運営基盤の強化を図る。
 - ・定期的に岐阜県NPO担当課との協議を図る。
 - (2)周知広報ツールの構築と更新
 - ・リーフレット等を活用し、取り組みを広く周知する。
 - (3)事務局運営
 - ・理事会の開催
 - ・2021度助成事業実施団体への連絡業務等
 - ・助成事業の広報活動
 - ・寄付募集のためのイベント、広報、啓発活動
 - ・次年度助成事業募集および審査委員会運営 など

iv) ぎふNPO・生涯学習プラザ事業

- 事業の目的** NPO のみならず、地縁組織、企業、行政等との連携を深める事業を行い、住民主体の地域づくりに寄与することを目的とする。
- 事業の概要** 3 ヶ年の運営を受託する 2 年目として、3 年間の成果目標を考えながら様々な状況に対応して事業を進めていく。また、災害の発生やコロナ禍の影響など予測不能な事態の発生が懸念される昨今の状況を鑑み、県内 NPO の総合窓口として果たすべき役割について考える。

v) 講座開催事業-人材育成・NPO 法人設立運営・会計講座-

- 事業の目的** 従来開催してきたような講座事業の目的に加え、NPO や NPO 法の趣旨、協働ガイドラインについて学び合う講座を行い、協働のガイドラインに基づいた協働協議の場づくりに寄与すること、また NPO の運営力を高めていくことを目的とする。
- 事業の概要** ※NPO 法人設立講座や運営講座の概要は報告を参照。
自治体の NPO 法人担当部署や市民活動関係部署の行政職員に向けて、協働による地域づくりを念頭に NPO 等の市民活動や協働のガイドラインに基づいた協働の理念などを伝える講座を開催する。また、NPO の組織運営を円滑に行っていくための運営講座、会計講座等を開催する。特に今年度は「NPO の会計基準」の普及率を上げ、NPO 活動への理解促進や協働の可能性を上げられるような講座の開催に努める。

上記「特記すべき事業」をはじめとする各事業に注力するほか、地域づくりを進めるため、自主事業の創出、助成金、委託事業等の獲得に向けて積極的に取り組んでいく。



特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター

IV.2021 年度 活動予算

自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日

活 動 予 算 書

(単位: 円)

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日

	①	②
【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	170,000	200,000
個人賛助会員受取会費	25,000	25,000
団体会員受取会費	160,000	230,000
	355,000	455,000
【受取寄付金】		
受取一般寄付金	50,000	100,000
100,000		
【受取助成金等】		
受取助成金	1,690,000	1,000,000
受取委託金	12,838,260	12,281,808
受取補助金	0	0
	14,528,260	13,281,808
【事業収益】		
講師派遣事業他事業収益	726,000	810,000
810,000		
【その他収益】		
受取 利息	22	22
22		
経常収益 計	15,659,282	14,646,830
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給与手当(事業)	10,044,250	9,680,679
雑給(事業)	0	0
通 勤 費(事業)	202,759	302,406
法定福利費(事業)	1,453,900	1,646,646
福利厚生費(事業)	0	0
人件費計	11,700,909	11,629,731
(その他経費)		
報償費・謝金(事業)	1,023,750	1,310,000
旅費交通費(事業)	253,488	270,272
通信運搬費(事業)	569,435	928,269
印刷製本費(事業)	519,010	339,010
消耗品費(事業)	265,145	240,000
会場費(事業)	166,240	76,240
研 修 費(事業)	80,000	80,000
会議費(事業)	18,808	18,808
保 險 料(事業)	15,000	15,000
租税 公課(事業)	286,660	236,660
その他経費計	3,197,536	3,514,259
事業費 計	14,898,445	15,143,990
【管理費】		
(人件費)		
職員給与	765,750	2,919,321
通 勤 費	88,341	73,194
法定福利費	295,851	415,886
福利厚生費	50,000	50,000
人件費計	1,199,942	3,458,401
(その他経費)		
報償費・謝金	514,000	100,000
旅費交通費	243,726	80,000
通 信 費	196,501	80,000
事務所管理費	305,443	305,443
賃 借 料	240,084	240,084
事務所消耗品費	107,046	100,000
租税 公課	73,200	73,200
会 議 費	5,633	5,633
印 刷 費	10,795	10,795
渉 外 費	38,000	38,000
慶 弔 費	6,015	6,015
雑 費	1,080	1,080
諸 会 費	1,350	1,350
その他経費計	1,742,873	1,041,600
管理費 計	2,942,815	4,500,001
経常費用 計	17,841,260	19,643,991
当期経常増減額	△2,181,978	△ 4,997,161
【経常外収益】		
経常外収益 計	0	0
【経常外費用】		
固定資産除却損	0	0
寄付金	0	0
経常外費用 計	0	0
税引前当期正味財産増減額	△2,181,978	△ 4,997,161
当期正味財産増減額	△2,181,979	△ 4,997,161
前期繰越正味財産額	8,801,688	8,801,688
次期繰越正味財産額	6,619,709	3,804,527

①今年度予算から社会包摂2事業を削除した予算

②事業別収支内訳を根拠にした予算+固定人件費確保の管理費

特定非営利活動法人 ぎふ NPO センター

設立趣旨及び定款

設立の趣旨と経緯

現在、世界はグローバル化の波に象徴される経済構造一元化への動きと、その影響下での地域格差の拡大が進んでいます。それは、富の地域間での不均衡、また地域内での不均衡を生み出し、それに伴う環境の劣化も驚異的速度で進行しています。そのため、持続可能な開発、持続可能な社会の希求と模索は焦眉の急となっています。日本国内でも、大都市への人口集中、農村部の過疎化、そして全般的な少子高齢化現象のなかで、地域コミュニティが急速に消失しつつあります。これは、ある意味で日本の歴史上未曾有の危機であるといえます。

このような状況下で、地域コミュニティを再生し、持続可能な社会の実現を図るための新たなパラダイムの構築と、その担い手の重要な構成要素である NPO の育成、発展は、私たちが果たさねばならない最優先の課題です。

特定非営利活動法人ぎふ NPO センターは、以上のような現状認識の基に、岐阜県域を中心とする日本の地域社会の中で、以下を目的とします。すなわち：

- ①地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、
- ②そのような住民主体の社会を実現するため、NPO を含む住民の自発的活動を支援し、促進すること。

以上の目的は、すなわち、NPO を組織し活動する不特定多数の市民、また、ボランティアとして社会貢献活動を行う不特定多数の市民、さらにはそのような活動の対象となる不特定多数の市民に対する利益に寄与するものです。

特定非営利活動法人ぎふ NPO センターは、この目的実現のため、既に 3 年の活動実績を有していますが、社会に対しての説明責任と透明性をより充実させるために法人格を取得するに至りました。

◆法人申請に至るまでの経緯

2000 年 10 月 1 日 任意団体「ぎふ NPO センター」設立

2000 年度 運営委員会 27 回開催

2001 年 10 月 6 日 2001 年度総会開催 2001 年度 理事会 13 回開催

2002 年 7 月 14 日 2002 年度総会開催 2002 年度 理事会 15 回開催

2003 年 7 月 3 日 特定非営利活動法人ぎふ NPO センター設立発起人会開催

2003 年 7 月 26 日 2002 年度決算総会開催

2003 年 7 月 26 日 特定非営利活動法人ぎふ NPO センター設立総会開催

特定非営利活動法人ぎふ NPO センター定款

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 ろふNPOセンターという。(以下法人という。)

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

①第4条に述べた特定非営利活動に係る調査・研究事業

②第4条に述べた特定非営利活動に係る人材育成・研修事業

③第4条に述べた特定非営利活動に係る啓発・広報事業

④第4条に述べた特定非営利活動に係る相談・助言・提言事業

⑤職業紹介に係る事業

⑥成年後見に係る事業

⑦社会的包摂推進に係る事業

⑧地域資源を有効に活用する事業

⑨そのほか、この法人の目的を達成するために必要な①から⑧までの事業に付帯する事業

第3章 会員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人

(2)団体会員

この法人の目的に賛同し、共に活動する団体

(3)賛助会員

この法人の目的に賛同し、支援する個人、企業、行政など

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)本人が死亡したとき、または賛助会員である団体などが消滅したとき

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、この法人の諸規定、および総会、理事会で決定した事項などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費およびそのほかの拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上15人以内
 - (2) 監 事 1人以上4人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事、常務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任など)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事全員は、この法人を代表し、理事長は法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事

会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を伸長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反そのほか役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁

償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員を選任または解任
- (5) そのほか運営に関する重要事項

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第 24 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 25 条 総会の議長は、理事長が指名する正会員がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号および第3号の請求により臨時総会を開催した時は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録より同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権など)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、ほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者、または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録より同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決など)

第 36 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面または電磁的記録により賛否を示すこと

によって、理事会の議決に代えることができる。

(表決権など)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 評議員

(評議員)

第 39 条 この法人の運営などに対する意見を求めるため、評議員を置くことができる。

2 評議員は理事会の議決に基づき、5人以上20人以内を選任し、理事長がこれを任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員は、第16条、第17条、および第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

5 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反そのほか評議員としてふさわしくない行為があったとき。

第8章 事務局

(職 員)

第 40 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1人および職員若干名を置くことができる。

3 事務局長は専務理事が兼務することができる。

4 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われるものとする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越す

ものとする。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過または予算外の費用の発生に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 5 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄

庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第12章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和田 信明
専務理事	岩間 誠
理事	岸 智津子
同	徳村 稔
同	林 宏澄
同	長瀬 純子
同	市来 圭
監事	渡辺 成洋
同	各務 克郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から2004年6月30日までとする。
- 5 設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員 年会費 1口10,000円を1口以上

(2)賛助会員

個人 年会費 1口1,000円を2口以上

団体 年会費 1口1,000円を2口以上

企業、行政など 年会費 1口10,000円を5口以上

- 6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

附則

この定款は、平成25年1月16日から施行する。

附則

この定款は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改

正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則

この法人の2019年度の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、2019年7月1日から2020年3月31日までとする。

この定款の変更は、令和元年9月16日から施行する。